

第1章

国立銀行条例の形成過程

1. はじめに

資本主義的経済発展の観点からみると、明治維新直後のわが国は、当時の欧米諸国に後塵を拝しているという事実は覆うべくもなく、その差を埋めるべく、各方面での社会制度の導入が図られた。その中核をなすものの一つが金融制度の移植である。この欧米からの金融制度の導入と表裏一体となってもたらされたのが、株式会社制度である。

そして、本格的な株式会社制度の導入を図るべく導入されたのがアメリカの国法銀行制度である。範となったのはナショナル・バンク・アクト (The National Bank Act¹, 1864, 以下, 1864年国法銀行法²) であった。

しかし、当然のことながら、出来上がった国立銀行条例は1864年国法銀行法を翻訳しただけのものではなかった。

そのため、1864年国法銀行法のどの部分そのまま国立銀行条例に採用され、どの部分がいかに修正を加えられて国立銀行条例に組み込まれていったのか、ということを明らかにすることが本稿の目的となる。

その為、検討の前提として、この研究テーマに関する先行業績の確認をしておかなければならない。この国立銀行条例の成立過程に関する研究テーマは、決して小さなテーマではない。そのため、経営・経済史、企業論、金融論、法制史といった各領域の研究者による研究の蓄積がある。まずはその先行業績の概要と、まだ解決されていない問題を浮き上がらせることから検討を始めたい。

これまでの国立銀行条例の成立過程に関する先行研究としては、主なものだけでも土屋喬雄氏の論考 [1941], 高垣寅次郎氏の論考 [1955], [1970], 新保博氏の論考 [1964a], [1964b], 田中生夫氏の論考 [1964], 藤村忠氏の論考 [1971], 小山賢一氏の論考 [1978], 佐藤義雄氏の論考 [1979] 等があげられよう。まずはこれらの先行研究を発表順に整理し直し、概観する。

まず土屋喬雄氏の論考 [1941] を採りあげる。

この論考は国立銀行条例の草案として『紙幣條例』³⁾の存在を最初に採りあげ、文献の概要を紹介し、『紙幣條例』本体を掲載している。

土屋氏は論考の中で、この『紙幣條例』を国立銀行条例の草案であるとして、「我国經濟史上、特に我国銀行史上劃時代的な文献である」(1頁)とする。そしてこの『紙幣條例』が木版本として発刊された時期について、以下のような言及をしている。

「何時頃刊行されたものであるかについては、明確にはわからないが、明治四年八月十日以前のものであることは略ぼ疑ひない。その理由は左の如くである。即ち、「紙幣会社」の第一條に「大藏省中別ニ寮ヲ設ケ…此寮ノ長官ヲ紙幣頭ト稱シ」云々とあつて、この書が紙幣寮の設置されない以前に書かれたものであることがわかる。そして紙幣寮の置かれたのは、明治四年八月十日であるからである。」(4頁)とし、さらに『明治財政史』の記述を採りあげ、「『銀行條例編纂掛』の置かれた明治四年の末以後にこれらの草案が書かれたのではないかと疑はれないでもない」(4頁)が、「私の想像によれば、『紙幣條例』及び『紙幣会社成規』は明治三年の夏より明治四年八月までの間に起草されたものであらうと思う」(4頁)とする。

『紙幣條例』と国立銀行条例の内容については、「銀行の元金に関する規定」(4頁)および「政府に預け入るべき公債の元金に対する割合及び正貨にて準備すべき分の割合」(7頁)には相当の差異があるとしているが、「内容の根本方針は殆んど相異はないやうである」(7頁)としている。

しかし、詳細な比較検討はなされていない。

高垣寅次郎氏は、その論考[1955]において、日本における国立銀行制度がアメリカの国法銀行制度に範とる経緯について、伊藤博文が渡米するところから検討を始め、「国立銀行条例は二十八カ條百六十一節から成り、その内容の配列、規定の細目など、紙幣條例と同じではないが、實質的にはそれを基礎としたものであって、當時、銀行制度を審議する過程において、このような草案が用意されたものと思われる」(192頁)としている。

しかしながら、ここにおいても具体的な比較検討はなされていない。

一方、紙幣條例の成立時期に関しては土屋氏の認識支持し、土屋氏がその可能性を感じた『明治財政史』の記述に対しては、「国立銀行条例ならびに同成規であつて、紙幣條例ならびに紙幣会社成規と見るべき根據はない」(192頁)とする。

ただ、「紙幣條例が研究されたことと、印刷されたこととが別問題であるのと言うまでもない」(193頁)としている点が特徴的である。

また、『紙幣條例』と国立銀行条例の詳細な比較検討はなされていない。

1964年に入ると、新保博氏が立て続けに2本の論考を発表する。

新保博〔1964a〕においては「国立銀行条例が成立するまでの過程を明らかにしつつ、国立銀行条例成立の必然性とその歴史的意義を検討する」（83頁）ことを課題とし、土屋氏の紹介した「紙幣条例」を採りあげる。

そこでは先ず紙幣條例について、「土屋氏は『紙幣條例』の成立時期を明治3年夏より明治4年8月までの間と規定しているが（中略）、著者（新保博氏—筆者（白坂））は伊藤案の採用決定後この『紙幣條例』が作成されたものと考えている」（91頁）とし、『紙幣條例』の成立時期に対して別の説を唱えた。

根拠として、新保氏は「明治4年4月の段階では政府部内において未だ伊藤案に対する否定的意見が支配的であり、そして同年12月の文書は『紙幣條例』の中心的内容に対して修正意見が有力化したことを伝えている」（91頁）ことをあげている。

そして、ヘプバーン（A.B.Hepburn）〔1915〕の指摘するアメリカの1864年国法銀行法の特徴と『紙幣條例』との比較検討おこなう。

結果として新保氏は「『紙幣條例』は、1864年に制定された米国のNational Banking Act（国法銀行条例）のほとんどをそのまま翻案したものであった」（91頁）との認識を示している。

ついで発表された新保博〔1964b〕は、「『紙幣條例』と最終的に制定・公布された『国立銀行条例』とを比較しつつ、『国立銀行条例』の歴史的意義を明らかにする」（13頁）ことを目的として書かれた。

ただし、その比較検討は「発券規定に焦点をしばって『紙幣條例』と『国立銀行条例』の相違点を詳しく検討」（20頁）したものとなっている。

新保氏の二つの論考においては、1864年国法銀行法→『紙幣條例』→国立銀行条例の位置づけがはっきりしており、どの段階で如何なる変容が起きたのかが明らかにされてはいるものの、金融・発券銀行としての特徴に焦点をあてた限定的な比較となっている。

新保氏の論考が発表された同じ年に、田中生夫氏の論考〔1964〕も刊行されている。そこでは国立銀行条例制定の背景としての明治四年の銀行論争について、論争となった「二つの銀行構想を明らかにし、その上で銀行史上の既知の諸事実をそれら構想の推進過程として再構成する方法」（228頁）により詳細な検討がなされている。

そのため、1864年国法銀行法から『紙幣條例』、国立銀行条例への変容の様子への言及はない。ただ、「『紙幣條例』には日付がないために、刊行時期がいろいろと問題になるのであるが、いまはこの点には触れないことにする」（229頁）と明確な判断を避けつつ「この『紙幣條例』の紙幣は正金兌換であるのに

対して、伊藤（博文—筆者）の「紙幣会社」の紙幣が後述するように政府紙幣兌換であるという相違である」（229頁）との指摘をしている。

再び高垣寅次郎氏が国立銀行条例に関する論考を発表したのは1970年であった。この高垣寅次郎 [1970] では先の明治四年の銀行論争の経緯、及びアメリカのナショナル・バンク制度が依拠する法律名について考証している。

藤村忠氏の論考 [1971] はそのタイトルがそのまま本稿のテーマと関連するものである。そこでは「明かにアメリカの「国法銀行法」または『紙幣條例』の該当規定を模倣移植したものと察せられる規定のおもなものは次のように沢山ある」（78頁）としているものの、残念ながら、具体的に「国法銀行法」のどの条文とが対応しているのかは言及されていない。

1972年には、高垣寅次郎氏がそれまでの論考をまとめる形で著作を出版している。そこでは第六章に「国立銀行制度の成立」として国法銀行法と『紙幣條例』の検討と伊藤博文と国立銀行制度の考証がなされている。

小山賢一氏は、その論考 [1978] において国立銀行条例のどの条文が1864年国法銀行法のどの条文に対応するかを明らかにしている。

これまでなされていない具体的な試みであるが、採りあげられた条文は第1～8条、第10～11条、第13条と部分的な比較検討にとどまっている。

佐藤英雄氏の論考 [1979] は法制史の立場より、主に国立銀行条例のうち株式会社の特徴についての解説がなされている。

ただし、1864年国法銀行法から『紙幣條例』を経て、いかなる箇所がいかに変化修正を加えられたのかという点に関しては言及がない。

以上、国立銀行条例の成立過程に関する先行業績を検討した結果、いまだに明らかにされていない点として、以下の2つの問題点が存在する。

第一の問題は、『紙幣條例』の成立時期はいつなのかということである。

第二の問題は、範となったアメリカの1864年国法銀行法から、その翻訳である紙幣條例を経て国立銀行条例となる過程で如何なる点がいかに変化したのかと問題である。とりわけ紙幣條例と国立銀行条例の比較検討は部分的にはなされてはいるものの、全体を通した包括的な比較検討はなされていない。

以下、これらの問題を解決すべく検討を進める。

2. 明治四年の銀行論争と『紙幣條例』の成立時期をめぐる議論 —紙幣條例 2 文献説—

さて、なぜ国立銀行条例がアメリカ、1864年国法銀行法に範をとることになったかという直接の要因は、いわゆる明治四年の銀行論争の結果によるものと

考えてよい。

しかし、その議論の中身についての詳細な記録はない。

そのため、時系列で事実を辿りながら、この議論の概要と本来の目的である「紙幣条例」の成立について検証していきたい。

(1) 明治四年の銀行論争の概要

そもそも明治四年の銀行論争といわれるものは、伊藤博文が1870（明治三）年10月28日に「臣頃日合衆国国債償却法及ビ紙幣條例等ノ書ヲ繕閲シテ、其方法簡便、事理適実、官民共ニ其權利ヲ保存シ、相行レテ相悖ラザルノ制ヲ察知ス」（春畝公追頌会 [1940] 518頁）として「凡ソ理財ニ関スル諸法則、国債、紙幣及ビ為替、貿易、貨幣鑄造ノ諸件ニ至ルマデ、面視、親聴シ、更ニ推考參酌シテ確然不拔ノ制ヲ設立セシメ」るため（春畝公追頌会 [1940] 518頁）渡米の建白書を提出し、同年閏10月3日、伊藤博文はアメリカ派遣を命じられる。随行者は芳川顕正、福地源一郎、吉田二郎、木梨平之進他合計21名の使節であった。

アメリカ到着後、すぐに調査を開始した伊藤博文は、同年12月29日、早くも大蔵省に最初の建議書を送る。

その建議書では「新紙幣の發行法」（春畝公追頌会 [1940] 521頁）として項をたて、「米国紙幣發行法は既に其大要を見聞いたし、概略を承知仕候得ども、其取扱振の明細に至り候ては、いまだ之を悉識不致候。然れ共姑く目撃する所を論ずるに、米国に於て取建候ナショナルバンク紙幣条例に遵て取建たる会社なりに至りては實に萬国無比ノ良法にて、実地施行の際其の弊害を豫防し、之を我邦に採用仕候はゞ、将来富國の基本とも相成可申」（春畝公追頌会 [1940] 525頁）とし、さらに「一ニ曰ク貨幣ノ制度ハ金貨本位ヲ採用スヘキコトニニ曰ク金札引換公債證書ヲ發行スヘキコト三ニ曰ク貨幣發行会社ヲ設立スヘキコト」（明治財政編纂會 [1972b] 18頁）を建議した⁴。

しかし、伊藤博文の思いとは異なる計画も進んでいた。つまり当時參議兼大蔵卿であった大隈重信と大蔵少輔であった井上馨は伊藤の渡米直後、伊藤宛てに長文の書簡を送っており、その中で「新楮一圓以上ノ分ハ却テ三井ノ如ク大家ニバンクヲフジヤツパントナシ又政府ヨリモ利足ヲ安ク貸下置引換付ニテ發行セシメハ新金銀ソブシジャーレーコーインヲ売出スニモ餘程都合ヨキカト相考ヘ候」（『大隈重信関係文書』第一巻 [1932] 354頁）と三井家によるバンク・オブ・ジャパン構想を述べている。この文書は1871（明治四）年1月2日付である。前述の伊藤からの建議書とは行き違いになった時期となる。伊藤、大隈双方とも当惑したことを想像するに難くない。

伊達大蔵卿、大隅參議、井上大蔵少輔、渋澤大蔵少丞等からなる当時の大蔵

省執行部は同年2月30日付の伊藤宛ての書簡を送る。内容の一部は以下のとおり。

「御説明有之候国債證書我国ニ相行ハレ多ク巨商豪農ノ手ニ聚リ候上ニテ其證書ヲ以テ紙幣ヲ発行イタシ候儀ハ至極便利ノ處置ニ相聞候得共其国體ニヨリ人民ノ權利ニ差別有之一概ニ彼ヲ以テ是ニ移シ候事モ如何可有之哉右等ハ最重要ノ事務ニ候間イツレニモ御帰朝ノ上御探討ノ次第逐一御面議夫是參酌致シ決定候様支度ト存候」(明治財政編纂會 [1972b] 19頁)と伊藤の独断専行に釘をさすものであった。

更に池澤栄一は、同日付の私信にても「紙幣発行ノ儀ニ付テハ井上君ニモ品々御見込有之「ナショナル、バンク」発行紙幣ノ方法御同人ニ於テハ未タ逐一了解被成兼候様子、且米國ト我國トノ状情自ラ差別有之彼ノ良法モ是ニ不便ナシトモ難申トノ懸念有之ヨシ夫レモ御尤千萬ト被存候得共尚御帰朝之上御面話ニモ相成候ハハ適宜ノ御處置可相立ト奉仰望候因テ紙幣並国債證書注文等ノ儀ハ先此度ハ御見合ノ積ニ候間御了承被下度右等巨細ノ御答ハ公状ニ可申上候間御覽可被下候」(明治財政編纂會 [1972b] 20頁)と言葉を選びながらも重ねて自重を促すものであった。

これらの書簡を伊藤が受取るのとは行き違いとなるのだが、伊藤は随行していた吉田二郎を同年3月に日本に帰国させ、伊藤の持論を代弁させた。

しかし、同年4月1日付の大隈、井上名で伊藤宛てに文書が送られている。そこでも「国債證書会社発行紙幣ノ儀ハ先御帰朝後面議ニ附シ申度」(明治財政編纂會 [1972b] 22頁)ととにかく早期の帰国と活動の自重を要請している。

さらに同年4月2日付で伊達、大隈、井上、吉田(太郎)の名で伊藤に送付された文書には、「今御建議ノ如ク新舊交換之後更ニ国債證書之法ヲ起シ尚又其国債ヲ引當トシ会社ヲ設ケ紙幣ヲ発行セシメ候ハ、其紙幣ハ素ト他之大藏省紙幣ト同一ノ利タリト雖モ再三變換之上会社ヨリ發弘スルモノナレトモ人民ノ思惟決シテ同一トハ認間敷勢ヒ時價ヲ設ケテ真貨換用之事有之候ハ必定ト被存候其上大藏省紙幣ニ垂及シテ終ニ己己之故轍ヲ踏候儀無之トハ難申尤モ今日之紙幣ハ向後是非交換之制可相設儀ニテ一日其制アレハ其幣ハ同様トノ論モ可有之候得共其機ニ臨ミテ自然豫謀モ有之ヘキ筈ニテ今日俄然其幣害ヲ生シ候様ニテハ窺竟如何可有之歟殊ニ右換用之制相立候テハ何レ真貨準備ノ会社ヲ設ケ西州普通ノ「バンクノート」法ニ歸セシメ往々紙幣真貨ノ別ナク互用之道相立候上ニテ始テ紙幣ノ實理活法ヲ得ルト可申然ルニ即今稀少ノ会社ヲシテ右紙幣発行ニ従事セシメ候ハ、他日正金会社設立ニモ差支可申尚更一步ヲ進メ細案イタシ候ハ、若シ御建議之会社発行紙幣法施行ノ上適宜ノ場合ニ相成候ハ、終ニハ苟安之念ヲ長シ自然真貨換用法ニ刻苦従事ノ道薄ク相成候」(明治財政編纂會

[1972b] 24-25頁)としており、大蔵省幹部は「正金会社」つまりはバンク・オブ・ジャパンを支持した立場を崩していない。

これらの書簡を受取る前に伊藤は帰国途中のサンフランシスコから4月5日、ニューヨークの中島信行通商正に向けて書簡を送っている。そこでは「我大蔵省ノ見込ヲ以想像致候ニ全国ノ民力ニ因テ進退スルノ遠謀無之政府丈ノ会計ヲ計リ人民ノ興廢ニハ関係セサルノ策ト被憶測候」(明治財政編纂會 [1972b] 26頁)と猛烈に大蔵省の政策を批判している。

伊藤はその後、5月9日に帰国する。

問題はこの後の展開である。

帰国後、伊藤は大阪の造幣局への出張が重なる。その後、伊藤は大蔵省の職制改革に取り組む。

しかし、大蔵省の職制改革は伊藤の意見を反映したものとはならなかった。その後、造幣局に欠かせぬ人物として造幣頭に任じられ、大阪在勤を命じられるのである。

9月に入ると岩倉使節の欧米派遣が決まり、伊藤は大蔵省から工部省に転じ工部大輔となり、また岩倉使節の副使となった。使節が日本を発ったのは11月11日であった。

5月9日の帰国後、11月11日の日本出発まで、以上のような多方面での精力的な活動の記録は確認できるものの、伊藤によるこの時期の銀行制度導入に関する記述は『伊藤博文傳』からは見いだせない。

一方、5月10日には「新貨条例」が公布される。新貨幣の発行により地金の回収業務にあたる新貨幣為換方として辞令を受けたのが三井八郎右衛門と三井次郎右衛門であった。6月15日、この兩人に対し辞令とともに「廉書」が渡された。その内容は以下のとおりである。

廉 書

地金請取済之者エ新貨幣渡方并各港ニ於テ地金請取造幣寮エ回シ方之儀、造幣規則ニ従ヒ時々造幣寮エ承リ合取扱可申事、

右請取渡勘定ハ簿冊ニ通宛仕立置、明亮ニ決算いたし其都度簿冊差出可申事、

新旧貨幣兌換之儀ハ人々之望ニ応シ御布告面ニ照準いたし取扱可申事、

総テ貨幣交替流通之便ヲ資クル爲メ東京其外之地ニ於テ真成之銀行成立候様、心掛尽力可致候事

辛未六月

大蔵省

上記の「東京其外之地ニ於テ真成之銀行成立候様、心掛尽力可致候事」とは、まさしく大蔵省による銀行設立へ向けた姿勢の表れであり、それは伊藤の目指す銀行組織とは異なることは明らかであった。

翌7月には三井から「新貨幣銀行願書」が大蔵省に提出される。そこでは「英国政府ノ銀行「バンク、オフ、イングランド」発行ノ法ニ倣ヒ内地一般ノ諸税ノ上納物其外借貸商売共交通候様允可被成下度候事」（明治財政編纂會 [1972a] 501頁）となっている。三井によるこの組織は、イギリスの中央銀行制度を目指したものといえる。

この願書は、7月25日に大蔵省から太政官に提出され、同月29日には裁可が下った。

ここにおいて、銀行制度の行方に関する議論は、一度決着がついたのである。

しかし、三井組に下された銀行設立の許可はいとも簡単に反故にされる。

如何なる経緯、議論があったのかという記録を探し出すことはできなかったものの、激しい議論が起り、「此ノ銀行條例制定ニ就キテハ政府内可否ノ議論甚タ囂シク即チ一ハ伊藤博文ノ議ヲ賛シ米制ヲ以テ紙幣消却ノ最良法ト為シ他ハ即チ之ヲ否トシテ英制『ゴールド、バンク』ノ組織ニ拠リテ兌換制度ヲ主張シ紙幣銀行ハ我カ国情ニ適セス且ツ到底之ヲ以テ紙幣消却ノ目的ヲ達スルニ足ラス反テ中道ニシテ磋商シ新ニ一種ノ不換紙幣ヲ生スルニ至ルヘシト為シ明治四年八月ノ頃迄辦難最モ熾ナリシカ遂ニ同年十一月ニ及ヒ国立銀行論者ハ其主張ニ係ル紙幣兌換主義ヲ改メテ正貨兌換ト為スコトヲ諾シ又金券銀行論者ハ公債証書ヲ抵当トシテ銀行紙幣ヲ発行スル計画ニ対スル攻撃ヲ控ヘ即チ共ニ一歩ヲ反対論者ニ譲リテ両者ノ議漸ク調和スルコトヲ得タリ」（明治財政編纂會 [1972b] 27-28頁）という経過をへて決着を見た。

この議論には多分に恣意的な表現の誇張があるようにうかがえる。というのも、例えば、ナショナル・バンク制の導入に反対する側は、ナショナル・バンクの発行紙幣は紙幣兌換としている点である。

紙幣兌換という用語の意味自体が捉えにくいのであるが、1864年国法銀行法ではどのような表現になっているかという点、「法貨兌換」（1864年国法銀行法22, 31条）をうたわれているのである。紙幣兌換がうたわれているわけではない。

なぜ、紙幣兌換とまで言われることになったかという点、「法貨兌換」（1864年国法銀行法22, 31条）定義によると考えられる。

ここでいう法貨とは金貨等からなる硬貨と法的な裏付けのある紙幣（この場合、いわゆるグリーンバック）を意味していたのであるが、紙幣の方ばかりが強

調されて紙幣兌換とされたと考えられる。

前出の「国立銀行論者ハ其主張ニ係ル紙幣兌換主義ヲ改メテ正貨兌換ト為スコトヲ諾シ」という表現は、法貨兌換を正貨兌換にするものであるが、客観的にみると兌換の範囲を一段階狭めたという修正に他ならない。⁵

また故意ではなくとも「ナショナル・バンクの銀行券発行制度に関する理解が必ずしも明確ではなかった」（岡田俊平 [1975] 232頁）ことも影響していたようである。

後日、洪澤は「伊藤公ハ亜米利加式ヲ以テ日本ニ行ヒタイト云ハレタガ、丁度其頃吉田清成ト云フ人ガアツテ…（中略）…、亜米利加ノ国立銀行組織ハ完全ナルモノデナイ、英国ノ英蘭銀行ハ所謂中央銀行デアル、日本デモ先ツ中央銀行カラ設立セネバナラナヌ、ソウデナケレバ必ズ金融ノ不一致ヲ生ズルト云フノガ吉田氏ノ説デアル。伊藤公ハ曰ク、統一モ必要デアラウケレドモ、総テ事物ハ先ツ成立シ後ニ発展シテカラ初メテ統一スルモノデアル、之ニ反シテ其頭カラ作ルト云フコトノアラウ筈ガナイ、統一ガ必要デアレバ他日自然ト一致スル故ニ、今日ハ何デモ亜米利加ニ倣フテ国立銀行制度ニシテ、之ニ依ツテ不換紙幣ヲ兌換セシムルノガ必要デアル」（国家学会 [1919] 320-321頁）との議論だったと伝えている。

詳しくは後述するが、この議論の最終決着は金融制度の在り方自体の問題よりも不換紙幣の償却の手段としての実効性が制度採択の判断に影響を及ぼしたことが伺える。

そして、注目すべきは、この金融制度の在り方自体の問題が後景に追いやられるという事態は、1876（明治九）年の国立銀行条例が改正される際にも起きているということである。通貨制度の確立期における特徴といってもよい。

ともかくにも、国立銀行設立に向けて事態は動きだし、「明治四年ノ末ニ至リ吾カ政府ノ議漸ク『ナショナル・バンク』ノ制度ヲ採用スル事ニ決定シタルヲ以テ大蔵省ニ於テハ特ニ其省内ニ銀行條例編纂掛ヲ設ケ紙幣頭洪澤栄一同権頭芳川顕正等ヲシテ専ラ該事務ヲ管掌セシメ曩キニ伊藤少輔ヨリ送付セル米國紙幣條例ヲ根軸トシテ之ニ欧米諸國ノ貨幣ニ関スル法律規則ヲ參酌シ兼テ我國ノ實情ニ照シテ審議立案シ」（明治財政編纂會 [1972b] 29-30頁）た末、出来上がったのが国立銀行条例である。

(2) 『紙幣條例』の成立時期をめぐる議論

上述してきた明治四年の銀行論争の中で、伊藤がその導入を主張した1864年国法銀行法を翻訳したものとして『紙幣條例』がある。経過としては、1864年国法銀行法→『紙幣條例』→国立銀行条例となるのは明らかであるのだが、こ

の『紙幣條例』という文献の成立時期をめぐる議論が存在する。というのも、現存する文献は、木版本を活字にしたもので、その出版時期が明記されておらず、出版時期について意見が分かれているからである。

そのため、この文献の成立時期についての検討をする。

検討にあたり、筆者は従来検討されてこなかった視点、つまり『紙幣條例』には「翻訳」と「草案」として理解すべきではないかという視点から検討した。これは「翻訳」をもとに伊藤博文らが渡米し、伊藤が帰国後、明治四年の銀行論争を経て「草案」が完成、その後、條例の名称が変更され、内容にも再度修正が加えられて国立銀行條例が成立したというものである。

そのため、まずこの『紙幣條例』として扱われている文献の成立時期をめぐる議論について検討し、然る後に紙幣條例2文献説について論拠をあげていきたい。

先行研究の検討において述べてあるように、この『紙幣條例』について、最初に言及した文献は土屋喬雄氏の論考〔1941〕である。土屋氏は「私の想像によれば『紙幣條例』及び「紙幣会社成規」は明治三年の夏より明治四年八月までの間に起草されたものであらうと思ふ」（土屋喬雄〔1941〕4頁）とし、その根拠として『銀行課第一次報告』のなかに「我国立銀行條例ノ制定ハ、政府發行ノ紙幣ヲ償却スルノ主旨ニ出テ、明治三年六月始テ其議ヲ起シ」（日本銀行調査局〔1960〕2頁）という記載があること、また「〔大藏省中ニ一寮ヲ設ケ……此寮ノ長官ヲ紙幣頭ト稱シ〕云々とあつて、この書が紙幣寮の設置されない以前に書かれたものとわかる」（土屋喬雄〔1941〕4頁）ことをあげている。

これらの記述から、1870（明治三）年6月以降、紙幣寮設置は1871（明治四）年8月であることにより、この期間に『紙幣條例』が作成されたということになる。

高垣寅次郎氏もその論考〔1955〕において、芳川顕正の「伊藤が渡海前に當つて、福地がナショナル、カレンシー、アクト（国法銀行法のこと―筆者）と云ふ者を翻譯した」（澤田章〔1978〕197頁）という言及、および「米国で吾々がしきりと取調べたのは、銀行制度ばかりぢやつた。それで行く前に、亜米利加のカレンシーアクトと云ふ者がある、それを紙幣條例と稱して、福地に翻譯さして、之を以て略・銀行の如何なものかと云ふことを知り、尚それを亜米利加へ持つて行つて實地に就て研究した」（澤田章〔1978〕324-325頁）という言及の記述の存在をあげ、土屋氏の説を支持している。

さらに、伊藤博文の渡米に関する建白書が提出されたのは1870（明治三）年10月であることから、土屋氏の推定した紙幣條例の成立時期は1870（明治三）年6月から10月までの期間へとさらに狭まる。

というも『伊藤博文傳』上巻において、この渡米に関する建白書が記載されているが、その中に、「臣頃日合衆国国債償却法及び紙幣條例等ノ書ヲ繙閱シテ、其方法簡便、事理適実、官民共ニ其權利ヲ保存シ、相行レテ相悖ラザルノ制ヲ察知ス」（春畝公追頌會 [1940] 518頁）との記述が存在し、この1870（明治三）年10月時点で紙幣條例という名称がつかわれているからである。

以上の検討から、1870（明治三）年10月には1864年国法銀行法が『紙幣條例』として翻訳されたと考えられる。

ここに『紙幣條例』（翻訳）が誕生したと考えてよい。

対して、新保博 [1964] においては「筆者は伊藤案の採用決定後この『紙幣條例』が作成されたものと考えている。何故なら、明治4年4月の段階では政府部内において未だ伊藤案に対する否定的な意見が支配的であり、そして同年12月の文章は『紙幣條例』の中心的内容に対して修正意見が有力化したことを伝えているからである」（91頁）とする。この同年12月の文章とは土屋喬雄 [1941] で引用されている『明治財政史』第十三巻の「明治四年末ノ末ニ至リ吾カ政府ノ議漸ク『ナショナル・バンク』ノ制度ヲ採用スル事ニ決定シタルヲ以テ大蔵省ニ於テハ特ニ其省内ニ銀行條例編纂掛ヲ設ケ、紙幣頭洪澤栄一同権頭芳川顕正等ヲシテ専ラ該事務ヲ管掌セシメ、曩キニ伊藤少輔ヨリ送付セル米國紙幣條例ヲ樞軸トシ、之ニ欧米諸國ノ貨幣ニ關スル法律規則ヲ參酌シ、兼テ我國ノ實情ニ照シテ審議立案シ、又別ニ之カ施行細則タルヘキ成規ノ編成ニ着手シタリ」（明治財政史編纂會 [1972b] 29-30頁）という記述を指している。

さらに、1864年国法銀行法と『紙幣條例』の内容の検討において、「『紙幣兌換主義』に代って『正貨兌換主義』が貫かれている」（新保博 [1964] 95頁）ことを指摘している。

また田中生夫 [1964] においても『紙幣條例』の成立時点への認識について、「その『紙幣條例』には日付がないために、刊行時期がいろいろと問題になるのであるが、いまはこの点には触れないことにする」（229頁）として明言を避けているものの、「この『紙幣條例』の紙幣は正金兌換であるのに対して、伊藤の『紙幣会社』の紙幣が後述のように政府紙幣兌換であるという相違である」ことを指摘しておきたいとする。

新保、田中両氏とも共通した認識として『紙幣條例』が正貨兌換をする点に注目している。

前述のように、1864年国法銀行法→『紙幣條例』→国立銀行条例となるのは明らかであるのだが、明治四年の銀行論争の前に『紙幣條例』が来るのか、明治四年の銀行論争の後に『紙幣條例』が来るのかという問題となる。

この正貨兌換は前述の明治四年の銀行論争の最終局面での「国立銀行論者ハ

其主張ニ係ル紙幣兌換主義ヲ改メテ正貨兌換ト為スコトヲ諾シ」(明治財政編纂會 [1972b] 27-28頁) た後の表現であると考えられ、1864年国法銀行法→明治四年の銀行論争→『紙幣條例』→国立銀行条例という順序となる。

すると、この「紙幣条例」は「伊藤少輔ヨリ送付セル米国紙幣條例ヲ樞軸トシ、之ニ欧米諸國ノ貨幣ニ關スル法律規則ヲ參酌シ、兼テ我國ノ實情ニ照シテ審議立案」(明治財政史編纂會 [1972b] 29-30頁) するための草案であると言える。

『紙幣條例』(草案) が誕生したわけである。

従来、『紙幣條例』として扱われている文献は、その成立時期をめぐる議論が存在した。その議論の前提は現存する『紙幣條例』が唯一のものであるとの認識に立ってなされた議論である。

しかし、現存する『紙幣條例』(草案) と伊藤が渡米前に参考にし、アメリカのナショナル・バンクについての知識をもたらしした『紙幣條例』(翻訳)とは別物である、と考えると先行研究の論者のつじつまのあう状況となる。筆者の『紙幣條例』2文献説である。

3. 国立銀行條例と『紙幣條例』(草案) との比較・検討

さて、国立銀行條例と現存する『紙幣條例』(草案) との比較検討をおこなう。国立銀行條例の構成を概観すると、以下のようになる。

前文

第一條	凡三節	銀行創立ヲ願請スル手續ヲ明ニス
第二條	凡五節	株金ノ募方及創立証書銀行定款ノ差出方ヲ明ニス
第三條	凡五節	開業免状ノ渡方証書定款鈴印ノ手續ヲ明ニス
第四條	凡八節	銀行起業ノ順序及役員上任ノ制限ヲ明ニス
第五條	凡十四節	株高ノ定規株主ノ權利制限及元金高増減ノ手續ヲ明ニス
第六條	凡十六節	銀行元金高ノ制限及其集合方法公債証書紙幣交収等ノ手續ヲ明ニス
第七條	凡八節	開業免状ヲ渡セシ後入金ノ割合月賦ノ手續ヲ明ニス
第八條	凡九節	銀行紙幣ノ製造方法及其品類紙幣通用ノ能力並破損交換等ノ事ヲ明ニス
第九條	凡六節	銀行ヨリ預ケタル公債証書改方並臨時証書ノ入換其他利足受取方ノ事ヲ明ニス

第十條	凡四節	銀行營業ノ資本及地所物件売買ノ制限ヲ明ニス
第十一條	凡九節	銀行營業ノ制限貸付金預リ金準備金等ノ定規ヲ明ニス
第十二條	凡六節	銀行ヨリ差出ス報告書計表ノ手續ヲ明ニス
第十三條	凡七節	銀行利益金分割ノ手續ヲ明ニス
第十四條	凡二節	銀行ハ追テ税金ヲ納ムヘキコトヲ明ニス
第十五條	凡四節	銀行ハ為替方トナリ大藏省官員ト同ク職務ヲ取ルコトアルノ手續ヲ明ニス
第十六條	凡五節	銀行ハ其紙幣引換ノ爲メ別店ヲ開キ又ハ他ノ銀行ニ引換方ヲ依頼スルコトヲ得ルノ手續ヲ明ニス
第十七條	凡四節	銀行ノ事務實際検査ノ爲メ紙幣寮ヨリ検査役派出ノ手續ヲ明ニス
第十八條	凡十五節	銀行ニテ紙幣引換ヲ拒ミシ時ノ処置特例監督役跡引受人等ノ取扱方等公債証書没入紙幣引換等ノ手續ヲ明ニス
第十九條	凡八節	銀行鎖店ノ手續及其紙幣引換ノコトヲ明ニス
第二十條	凡三節	別段ノ銀行モ此條例ニ從テ転業シ得ルノ手續ヲ明ニス
第二十一條	凡一節	此條例ニテ発行スヘキ紙幣ノ概算ヲ明ニス
第二十二條	凡三節	此條例ノ外他ニ金券又ハ紙幣ノ類ヲ発行スル銀行ヲ禁止スルコトヲ明ニス
第二十三條	凡二節	銀行ノ訴訟ハ一般ノ処置トハ異ナラサルコトヲ明ニス
第二十四條	凡二節	銀行簿記計表報告書等ノ文例ヲ明ニス
第二十五條	凡四節	銀行ノ役員奉務上ノ禁令ヲ明ニス
第二十六條	凡二節	銀行頭取取締役處務上ノ禁令ヲ明ニス
第二十七條	凡四節	紙幣贋造ノ禁令ヲ明ニス
第二十八條	凡二節	條例更正ノ事ヲ明ニス

と、28條161節より構成されている。注目すべきは條の下位に節が配置されていることである。

これに対し、『紙幣條例』（草案）は62條から構成されている。

『紙幣條例』（草案）は明かに国立銀行條例の原型となっているにもかかわらず、條文構成は大幅に変更されている。

そのため、国立銀行條例と『紙幣條例』（草案）の比較をするためには若干の工夫が必要となる。

検討手順としては、国立銀行條例を基準にして『紙幣條例』（草案）の該当部分の有無、内容の比較検討をおこない、必要に応じて1864年国法銀行法（英文）の條文とも比較対照した。

また、前述のとおり新保博 [1964b] において、一部（第6, 8, 10, 16条など）『紙幣條例』と国立銀行條例の相違点が検討されており、参考にした。

なお、国立銀行條例に関しては、明治財政編纂會 [1972b] に所収されている国立銀行條例、『紙幣條例』（草案）に関しては、土屋喬雄 [1941] に所収されている『紙幣條例』を資料として比較検討したが、改めて頁数を明らかにすることはしない。

(1) 前文

国立銀行條例の前文は、「国立銀行ハ政府ヨリ発行スル公債証書ヲ抵当トシテ之ヲ大蔵省ニ預ケテ紙幣寮ヨリ通用紙幣ヲ受取り引換ノ準備金ヲ設ケテ之ヲ発行シ以テ其業ヲ営ムモノナリ今之ヲ創立スルニ付大日本政府に於テ制定シタル條々左ノ如シ」となっている。

対して、『紙幣條例』（草案）においては「大日本政府ノ公債証書を引当トシテ紙幣ヲ発行シ之ヲ引替ユル義ニ付大日本政府ニ於テ許可シタル條々左ノ如」となっている。骨子としては同じであるといつてよいものの、紙幣の発行主体を国立銀行として最初に規定している点と紙幣発行についてのプロセスの説明はむしろ国立銀行條例の前文の方が詳細になされている点に相違がある。

(2) 第一條 銀行創立ヲ願請スル手續

国立銀行條例第一條第一節では、「国立銀行ヲ創立セントスル」ためには「組合」の人数として5人以上を要求している。ついで、第二節ではこの「発起人」は「連名」で「銀行創立ノ願書」を「紙幣寮」へ提出もしくは郵送しなければならないとされる。第三節では「紙幣頭」が提出された願書を「検案」し、妥当となれば、「大蔵卿」の「許可」を得て、発起人等に「会社創立証書」および「定款」の提出を命じる。国立銀行の設立は許可主義がとられているのである。

また、この紙幣頭による「検案」、つまり審査は「発起人等ノ身分其外トモ隠密ノ探索ヲ遂ケ且其地方官庁ヘ其者共ノ身分營業ノ模様其他ノ條款トモ公然ノ諮問ヲナシ創立ヲ許可スルニ於テ相当ナルヤ否ヲ判案スヘシ」と厳格なものであった。

『紙幣條例』（草案）において、この創立手續に関する條項は、第五條に配置されている。

第五條では「紙幣会社ノ業ヲ営ムヘキ会社ハ其組合ノ人数ヲ限ラサレトモ必ス五人以上タルヘシ此人々ハ会社ノ定款ヲ遵奉スヘシ一體此定款ハ会社ヲ取建ル事ノ眼目ヲ記載シ其餘此條例ノ諸款ト齟齬セサル箇條ヲモ同シク記載スヘキモノナレハ会社ノ業ヲ営ムニ付テノ規則書ト心得ヘシ尤モ右ノ定款ニハ会社ヲ取建ヘキ仲間ノ人々之ニ調印ヲナシ其写ヲ紙幣頭ニ差出シ紙幣寮公書中ニ綴込トナスヘシ」となっている。組合（=発起人）の人数は最少5人で国立銀行條例と同じである。

(3) 第二條 株金ノ募方及創立証書銀行定款ノ差出方

第二條は五つの節から構成され、第一節では紙幣頭による募方および創立証書、銀行定款の差出命令が下されてから「発起人等ハ株金募方ニ取掛ルヘシ」とされる。第二節では「株主」が定まって後、「一同ノ協議」によって銀行創立証書と銀行定款が作成され、「頭取」「取締役」を「選任」して「証書定款ヲ紙幣寮ニ差出ス」ことが求められている。

「頭取」「取締役」の選任に関し、『紙幣條例』（草案）では、第八條で「取締役ヲ選挙シ取締役ノ衆議ニテ其内ヨリ頭取」を任命することとなっていて、国立銀行条例では「選挙」ノ手続が省略されている点、取締役により頭取が任命される点で異なる。

第三節では「創立証書ニ掲載スヘキ要件」として4つの項目をあげている。つまり、「銀行の名號」、「銀行ノ業ヲ営ムヘキ地名」、「元金ノ高並其株ノ内譯株主ノ姓名居所」、「此條例ヲ遵奉スヘキ人ノ爲ニ便宜ヲ謀リテ取極メタル趣旨」である。

さらに、この創立証書に「株主等一同」が署名捺印したうえで地方官庁に提出し、「奥書」を作成してもらう。この「奥書」に創立証書正写2通を添えて紙幣寮に提出することが求められている（第四節）。

銀行定款にも「株主等一同」が署名捺印を求められ、正写2通を紙幣寮に提出することがもとめられているものの、「奥書」の必要はない（第五節）。

『紙幣條例』（草案）では第六條で「創立証書」についての規定がなされていて、「紙幣会社を取建ヘキ仲間ノ人々ハ会社創立証書ヲ取調フヘシ其書中ニ記載スヘキ條々ハ如左」として、以下の5つの項目をあげる。

- 「第一 会社ノ名號○此名號ハ紙幣頭ノ承認ヲ得タル上ニテ公然ト唱フヘシ
- 第二 会社ノ商業ヲ営ムヘキ所ノ地名○是ハ何州何郡何府何懸何駈何村ト云事ヲ記スヘシ
- 第三 元金ノ高并右元金ノ株数
- 第四 元金ヲ出シタル株主等ノ姓名宿所并ニ誰ハ幾株誰ハ幾株ト右株主等

所持の株数

第五 此証書ノ本意ハ此條例ヲ遵奉スヘキ人ノ爲ニ便宜ヲ謀リテ取極タル趣ノ公告

となっている。第三項と第四項が一つにまとめられ、国立銀行條例で「創立証書ニ掲載スヘキ要件」として挙げられた4項目となっているのは明らかである。

また「創立証書」の提出についても、事前に「地方官庁ニ差出シ其奥書ヲ乞受」したうえで「紙幣頭ニ出スヘシ」と同じ手続をとる。

ただ、「定款」については『紙幣條例』（草案）第五條で前述したように「会社ヲ取建ヘキ仲間ノ人々之ニ調印ヲナシ其写ヲ紙幣頭ニ差出シ紙幣寮公書中ニ綴込トナスヘシ」と「写」を紙幣頭に提出することとなっている。

『紙幣條例』（草案）においては、定款提出→創立証書提出という手続きが、国立銀行條例では願書提出→審査→創立証書、定款提出といった手順となっている。

(4) 第三條 開業免状ノ渡方証書定款鈐印ノ手続

第三條も五つの節から構成されている。第一節は「紙幣頭ハ右創立証書ト銀行定款トヲ大蔵卿ノ承認ヲ得テ」から「開業免状」が与えられるのであるが、創立証書と銀行の定款の原本は記録寮に、写し一通は紙幣寮の「公書中ニ綴込ミ」、写し一通は紙幣寮の官印を押して開業免状と共に銀行に渡されることになっている。

第二節においては、紙幣頭がこの開業免状を渡すにあたり、その銀行の株主が国立銀行條例通りに元金の入金を完了しているかどうかの状況を検査し、その元金の集まり具合、株主の状況そのほか事務全般を視察し、不都合なことが明らかになったうえで、開業免状を授与することとなっており、その開業免状にもそのことを記載しなければならない。

この第一節、第二節に対し、『紙幣條例』（草案）では第八條において「紙幣会社ハ創立證書ノ手数相済ミシ日ヨリ会社ノ仲間タルヘシ併シ紙幣頭ヨリ開業免状ヲ得ル迄ハ商業ヲ始ム可ラス尤モ創立ニ付止ムコトヲ得サル臨機ノ事アラハ此例ニアラス」となっている。

第五條、第八條だけを読むと『紙幣條例』（草案）は準則主義かとも思われるが、第十八條には「紙幣頭ハ紙幣会社ニ開業免状ヲ与フル前ニ密使ヲ出シ其会社ノ状實ヲ探鑿セシメ」とあり、審査は存在し許認可主義であることが明白である⁶。

創立証書提出→紙幣頭検査→開業免状発行となる『紙幣條例』（草案）に対

し、創立証書、定款提出→大蔵卿承認→紙幣頭検査・視察→開業免状発行ノ手順を踏まねばならぬ国立銀行条例は開業に対し慎重な姿勢がうかがえる。

第三節では「銀行ハ右ノ開業免状ヲ得テ初テ何々国立銀行ト公称シ」業務を開始することができることとなっている。

この開業免状は銀行より「新聞紙其他ノ方法ヲ以テ少クトモ六十日間世上ニ公告スヘシ」（第四節）となっている。この点に関しては『紙幣條例』（草案）第十八條で「会社ハ又此開業免状ヲ少ナクトモ六十日間ハ之ヲ世上ヘ公開スヘシ」としている。

また紙幣寮の官印のある開業免状、創立証書、銀行定款は「何レノ裁判所何レノ公庁ニ於イテモ之ヲ確正ノ証拠トシテ取用ヒラル、コト」（第五節）となっている。『紙幣條例』（草案）においては第六條において「右證書（創立証書—筆者）ノ写ニハ紙幣頭ノ奥書ヲ添ヘ官印ヲ加フルニ付日本国中何レノ裁判所何レノ官庁ニ於テモ之ヲ証拠トシテ取用ヒ会社創立其外ノ議論アルニ當リ右ノ写ヲ本書同様に心得ヘシ」とされている。また第八條では「開業ヲ許シテ更ニ不都合ナキ判然タル實證ヲ得ハ自筆官印ノ開業免状ヲ其会社ニ与ヘヘシ此免状ニハ右ノ会社ハ此條例ヲ履行シテ開店前ノ手数ヲナシ畢ルニ付会社ノ商業ヲ開キテ苦シカラサル趣ヲ記載スヘシ」となっている。

(5) 第四條 銀行起業ノ順序及役員上任ノ制限

国立銀行条例第四條は八つの節より構成され、「銀行起業ノ順序及役員上任ノ制限」について明かにされている。銀行起業の順序としては、まず「開業免状ヲ得ル日ヨリ其社號ヲ以テ二十ヶ年ノ間營業ヲ取続ク可シ」とし、その二十年が過ぎて後、免許の更新を出願可能となる。ただ、三分の二以上の株主の賛同によって閉鎖もしくは解散を可能としている（第一節）。この点について、『紙幣條例』（草案）には20年の営業期間、免許の更新に関する記載はなく、第八條において「会社定款ノ趣意ニ從ヒテ会社ヲ分散シ或ハ三分ニ以上ノ株主等ノ存意ニテ分散シ又ハ此條例ニ改革アリテ会社ノ條理ヲ失ヒ遂ニ分散スル事アラハ又此例ニアラス」となっている。

第二節では、「銀行ノ頭取取締役等ハ免状ヲ得ルノ日ヨリ社印ヲ刻シ諸役員ノ印信ト共ニ大蔵省出納寮紙幣寮ヘ差出ス可シ」となっていて、この点については『紙幣條例』（草案）でも第八條において「此会社ハ創立ノ日ヨリ其社ノ印ヲ刻シ其社ノ名號ヲ取続クヘシ」となっているが役所への届出義務はない。

役員については、銀行開業にあたり「頭取取締役等」が「支配人」、「会計役」、「書記役」、「其他ノ役員」を任命し、「諸役々ノ勤向」を決め、「罰則」を設けることとなっていて、さらに「申合規則」の作成を求めている（第三節）。

『紙幣條例』(草案)においても、「頭取」「取締役」の選任に関しては前述したように相違があるものの、第八條において「副頭取支配人其外ノ役人ヲ任シ夫々ノ動向ヲ取極メ約定ヲ設ケ罰則ヲ定メ」、また「申合規則」については「取締役ハ衆議ニテ手限りノ申合せ規則ヲ設クル事勝手タルヘシ」となっている。

取締役については第四節で「此頭取取締役中(取締役ハ五人以上タルヘシ内一人ハ頭取タルヘシ)四分ノ三ハ銀行創立ノ地ニ一ヶ年間ハ是非トモ在住シタル者ニ限ルヘシ」となっている。これについては『紙幣條例』(草案)においても、第九條で「取締役人中四分ノ三ハ右会社創立ノ地ニ一年ノ間ハ是非トモ在住」していることを求めている。

また、頭取取締役等の株式の所有条件について、「少クトモ元金三十株以上ヲ所持」することが求められている(第五節)が、国立銀行条例では「元金ノ十株」(第九條)とその基準は低いものとなっている。

さらに頭取取締役等の任命に際し、「其事務ヲ施行スルニ忠実公平ヲ以テ且此條中ノ要旨ニ聊カモ悖戻セサル旨ヲ認メ」た「誓詞」を作成し、「地方長官ノ奥書ヲ加ヘテ紙幣頭ニ差出シ寮中公書ノ綴込ニ加フ」(第六節)ことを求めている。『紙幣條例』(草案)においても同様の内容が第九條に記載されている。

第七節では「頭取取締役等選任交代ノ手續」と「銀行事務施行ニ付テ権任ノ制限」について「銀行定款ト申合規則中」に掲載することが求められている。この「交代ノ手續」については、『紙幣條例』(草案)第十條では、まず「凡ソ紙幣会社ノ取締役ハ最初選任ニ應シテ其役ヲ勤ムル時ヨリ後任ノモノ之ニ代ル迄ハ其職ヲ離ル、可ラス」とするものの、「右後任ノモノ選挙ノ義ハ毎年正月中某日ニ行フヘシ其定日ハ会社定款ニコレヲ記載スヘシ」とし、「若シ会社定款中ニコノ選挙ノ定日ヲ取極メ置サル歟或ハ定日ニ選挙ヲ行ヒ難キ時ハ取締役ノ議席ニテ申合規則中ニ別ニ定日ヲ取極メ置ヘシ」としている。

第八節では銀行の「訴訟嘆願書」又ハ「証書」「約定書」及ヒ「往復文書等」まで「社號」を使用し「社印ヲ押ス」ことを求め、更に「約定書証書誓詞等」の文書には頭取取締役支配人等ノ印」を求めている。『紙幣條例』(草案)でも第八條において「此会社ハ創立ノ日ヨリ其社ノ印ヲ刻シ其社ノ名號ヲ取続クヘシ」とし、さらに「此会社ハ諸訴訟嘆願等ヲ官庁ヘ差出ス節タリトモ其社號ヲ用フヘシ」となっていて、社印については国立銀行条例の方が積極的に使用を勧めている。

(6) 第五條 株高ノ定規株主ノ権利制限及ヒ元金高増減等ノ手續

国立銀行条例はこの「株高」つまり株式の定義、株主ノ権利、元金の増減に

ついて、14の項を立てている。第一節においては、国立銀行の元金となる株式は「百圓宛ヲ以テ一株トナシ其者ノ望ニヨリテ何株ニテモ之ヲ所持スヘシ」とし1株100円と規定している。

第二節においては「此株高ヲ所持スル者ハ何レノ族屬何レノ職務アルニ拘ハラズ総テ其持高相当ノ権利アルヘシ」と、誰でも株主になれるとする。唯一「大蔵省ノ官員トモ此銀行ノ事務ニ関係スル者ハ自分ノ名ヲ以テ株主トナルヲ許サス」と大蔵省の職員と国立銀行の事務に関係する者だけは、本人名義での株式所有を認められていない。

また、「此株高ハ全ク株主ノ所有物ナレハ頭取取締役ノ承認ヲ得銀行ノ元帳ニ引合セシ上ニテ譲渡ヲナスコト勝手タル可シ」（第三節）と頭取取締役の承認を得たうえで帳簿に記録すれば、株式の譲渡の自由がみとめられている。さらにその譲渡を受けて「株主トナル者モ前株主同様ノ條理ヲ踏ミ銀行定款ノ趣旨ニ遵フ可シ」（第四節）とされ、さらに「銀行ノ株主等ハ誰彼ノ差別ナク其営業ニ付テノ損益ハ株高ニ応シテ之ヲ負担ス可シ」（第五節）と株式の所有者間の権利は平等をうたっていると同時に「損益ハ株高ニ応シテ之ヲ負担ス可シ」と株主の責任は無限責任であるとする。

そして、第六節から第八節までは損失、もしくは利益が少ない事態に対する規定となっており、損失が大きく「銀行分散スルコトアレハ第十八條ノ手續ニ従フ可シ」（第六節）、「銀行ノ株主等ハ自己ノ勝手ヲ以テ此社ヲ脱スルヲ許サス」（第七節）、その銀行に利益が少ない時又は事故が起こり「社中三分二以上ノ株主等ノ集議ニヨリテハ此社ヲ鎖店スルコトヲ得ヘシ」（第八節）と株主の3分の2の賛成によって「鎖店」を規定している。第十八條については後述する。

対して、『紙幣條例』（草案）においては第十二條において「此紙幣会社ノ元金ハ百圓宛ヲ以テ一株トナシ所有ノ品同様ニ心得会社ノ帳面ニ引合ヒ譲渡スルコト勝手タルヘシ其手續ハ申合規則或ハ定款中ニ記載スヘシ」とあり、一株の額面は同額（100円）である。これは1864年国法銀行法が、一株を100ドルとしていたことに起因するものと考えられる。また、頭取取締役の承認を得ることが明記されていない分だけ国立銀行条例より譲渡制限は緩やかであるといえる。

さらに『紙幣條例』（草案）第十二條は「右ノ譲渡ニテ株主トナルモノハ其株数ノ多寡ニ應シ前株主同様ノ條理ヲ踏ミテ之ヲ受続ク事ヲ得ヘシ併シ此株主代リタルトテ会社定款ノ趣意ヲ変革スヘカラス」と続く。譲渡により株主の権利に変化がないことを明らかにしている。

しかし、続く「会社ノ株主ハ誰彼ノ別ナク其会社ノ諸約定諸借財向ニ付テハ

仮令自己ノ株金割合以上タリトモ都テ株高ニ割り付之ヲ引請ヘキ事と定ムヘシ」と、やはり株主の責任について、『紙幣條例』（草案）も無限責任を明らかにしている。

第九節においては「銀行ノ株主等ノ集議ニテ件々ノ議案ヲ論定スルニハ株主ハ一株ニ付一説宛ヲ出ス可シ」と1株1議決権が明記され、そのため「三分二以上ノ集論ヲ選定スルニハ其株高ヲ以テ之ヲ合計シテ其人員ヲ以テ算当スヘカラス」（第十節）と、議決は株主数によって数えるのではなく、株式数でなされることを明らかにしている。さらに「此株主等ハ委任状ヲ所持スレハ他人ノ名代トナリテ其高ニ応シ説ヲ出スコトヲ得ヘシ」（第十一節）と、株主は委任状により名代となることが認められ、議決権行使も認められている。ただし「此銀行ノ支配人以下ノ役員ハ其名義ニテ銀行ノ株ヲ所持スルトモ真ノ株主ト認メサルニ付其者共並ニ其株ヲ借金ノ引当トシタル者ハ己ノ説ヲ出シ又人ノ名代トナルヲ得ス」（第十二節）と役員と株を借金の担保にしてしまった者に対しては意見を述べたり、議決権を行使したりすることを認めていない。

これらの規定に関しては『紙幣條例』（草案）第十一条で、「此取締役撰挙ノ節并株主等ノ集議ニテ件々議論ヲ評決スル節ハ株主ハ一株ニ付一説宛ヲ出ス事ヲ得ヘシ」との記述がある。第十節に対応する記述はないものの、委任状による議決権行使については「然レトモ其会社ノ役人書記会計方帳面方は名代を勤ムル事ヲ得ス」とし、「株主タリトモ株引当ニ借金ヲナシタルモノハ説ヲ吐ク事ヲ許サ、ルヘシ」と同様の記述がある。

また、第十三節では「銀行ノ株主等ハ陰ニ其元金ヲ引取り他用ニ供ス可カラス又其所有ノ株ヲ引当トシテ借財ヲナス可カラス」としているが、この部分に対応する『紙幣條例』（草案）の條項は見当たらない。

さらに第十四節には「銀行ノ株主等三分二以上ノ集論ニヨリテハ集合元金ノ高ハ大蔵卿ノ命ニヨリテ紙幣頭之ヲ定ム可シ又其ノ減少ノ高モ此條例ニ於テ取極メタル員数ヨリ減少スルヲ許サス且其増減トモ紙幣頭ノ承認ヲ得サレハ之ヲ公然トス可カラス」と元金を増減させる際の規定がある。これについては『紙幣條例』（草案）第十三條で以下のとおり定められている。

「此紙幣会社ハ其定款ニ隨ヒ追々ト会社元高ヲ増加イタシテ差支ナシ是ハ此條例ニテ至當ノ事トナリスヘシ○但シ会社定款中ニ此元金増加ノ限ヲ加フルコトハ紙幣頭コレヲ定ムヘシ且其増金ノ惣高ヲ集メ其趣ヲ紙幣頭ヘ申立紙幣頭ノ承認ヲ得ル迄ハ右ノ増金ヲ公然トスル事ヲ得ス

会社ハ又三分二以上ノ株主等ノ説ニ從ヒ元金ヲ減少スル事ヲ得ヘシ但シ此條例ニテ取定メル高ヨリ以下ニハ減ス可ラス又コノ減少ノ義ニ付紙幣頭ヘ申立其承認ヲ得ル迄ハ減少ノ手續ニ取掛ルヘカラス」と元金を減ずる際には3分の2

以上の賛成が必要という点、紙幣頭の承認が必要という点においては同じであるが元金を増やす場合については3分の2以上の賛成を必要としない点において相違がある。

(7) 第六條 銀行元金高ノ制限及其集合方法公債証書紙幣交収等ノ手續

国立銀行条例第六條では銀行元金高の制限、その集合方法、公債証書紙幣交収等の手續に関する規定がなされている。

第一節では「凡ソ国立銀行ハ人口十萬人以上都会ノ地ニ五拾萬圓ノ元金ニテ取建ルコトヲ得ヘシ尤十萬人未滿一萬人以上ノ地ナラハ貳拾萬圓ノ元金ニテ取建ルコトヲ得ヘシ」と人口と元金に規制が加えられている。

だが「一萬人未滿三千人以上ノ地ナラハ大藏卿別段ノ詮議ヲ以テ五萬圓マテノ元金ニテモ取建ルコトヲ許スコトアルヘシ」と例外規定も設けられている。

『紙幣條例』(草案)においては第七條に配置されていて、「凡ソ紙幣條例ハ五萬圓以上ノ元金ニ非サレハ之ヲ創立スル事ヲ得ス又人口二萬人以上ノ地ニ於テハ十萬圓以下ノ元金ニテハ取建ルコトヲ得ス○但シ人口三千人ニ過サル所ナラハ大藏卿ノ許可ヲ以テ二萬五千圓以上ノ元金ニテ紙幣会社ヲ創立スルコトヲ得ヘシ」とニュアンスが変わっている。つまり、国立銀行条例では人口制限、元金制限共に厳しくなっている。

開業免状を受ける前に大藏省の出納寮に公債証書を預けることを定め(第二節)、その公債証書の額は資本金の十分の六である(第三節)。この公債証書は当該銀行が紙幣を発行する際の抵当となる(第四節)。

『紙幣條例』(草案)においては、第十六條に対応する条文があるものの、預け入れる公債証書は資本金の三分の一となっており、国立銀行条例では預け入れる割合が高くなっている。

なお、公債証書の預け入れに関しては第十九條、預け入れられた公債証書の検査に関しては第二十條にも記述がある。

資本金の十分の四は本位貨幣で積立て、紙幣寮より受取る紙幣の引換準備に充てる(第五節)ことが求められている。この金準備率に関しては、『紙幣條例』(草案)は第三十一條に対応しているのであるが、「創立する紙幣会社ハ其發行紙幣并預リ金ヲ合算シタル高ノ二割五分トシテ是非トモ正金ヲ以テ會社ノ庫中ニ貯ヘ置ヘシ」となっている。

つまり、金準備率は発行紙幣と預り金の合計を基準にしたものに対し、25%としている点で大きく異なるのである。『国立銀行条例』では、発券に対する準備金と預金に対する準備金とを切りはなし、発券に対しては2/3という高い準備率を要求している」(新保博 [1964b] 22頁) ことになる。

株主の意思により資本金を増減させることがあれば、公債証書、正金ともに規定の割合に従って増減させる（第六節）。

『紙幣條例』（草案）においては、第十三條に増資・減資に関連する条文があるものの、公債証書、正金ともに規定の割合に従って増減させるという表現はない。

国立銀行條例第六條第七節以降、注目すべき内容となっている。

つまり、銀行の営業手続きを例示する（第七節）とし、50万円の資本金で創立する際は、30万円は太政官札、民部省札、大蔵省発行の新紙幣を大蔵省出納寮に納め、20万円は本位貨幣を兌換準備金とする（第八節）。大蔵省ではその30万円の金札もしくは新紙幣を受け取り、公債証書を渡す（第九節）。銀行側はその公債証書を出納寮に納め、受取証書を受け取る（第十節）。この受取証書は出納頭、紙幣頭の連名でなければならない（第十一節）。銀行側は公債証書と同額の紙幣を受け取る（第十二節）。受け取った紙幣は銀行営業の元手となる（第十三節）のである。

具体的にいえば、銀行は資本金の60%を金札により公債証書を受け取り、その公債証書を納めることにより紙幣を受け取る。資本金の40%は兌換準備金とする（第十四節）のである。銀行において紙幣発行の際は、常に3分の2の割合で正金が準備され（第十五節）、大蔵省出納寮に納めるべき公債証書は、太政官札、民部省札、大蔵省発行の新紙幣を納めて受けとったものに限られる（第十六節）のである。

『紙幣條例』（草案）においては、このような具体的な数字をあげての表現は存在しない。

(8) 第七條 開業免状ヲ渡セシ後入金ノ割合月賦ノ手續

国立銀行條例第七條では開業免状を渡した後の入金割合及び月賦の手續が明らかにされている。第一節では「国立銀行ノ株主等ハ開業免状ヲ得其業ヲ始ムル前ニ少クトモ元金高ノ五割（半高ナリ）ハ是非共之ヲ銀行ニ入金ス可シ」とされ、残る「五割（半高ナリ）ハ元金高ノ一割（十分ノ一ナリ）ヲ以テ月賦ト定メ開業免状ヲ得タル月ノ翌月ヨリ入金ス可シ」（第二節）と月割の納入を定めている。そしてこの「月賦ノコトハ銀行頭取支配人等誓詞ヲ以テ紙幣頭ニ請合フ可シ」（第三節）としている。

この第一節から第三節に対しては、『紙幣條例』（草案）の第十四條において「此紙幣会社ハ開店ノ免許ヲ得業體ニ取り掛ル前ニ少ナクトモ其元金ノ五割半高ナリハ是非トモ会社ニ入金スヘシ○扱其元金ノ殘金ハ少ナクトモ總高ノ一割宛ヲ目賦ト定メ紙幣頭ヨリ開店ノ免許ヲ得タル日ヨリ一ヶ月ノ末ニ至リ其月賦

ヲ入金シ初ムヘシ○右月賦入金ノ義ハ会社ノ頭取又ハ支配人ヨリ誓詞ヲ以テ紙幣頭ニ請合フヘシ」とほぼ同じ内容になっている。

国立銀行条例第七條第四節では「若シ株主等此五割ノ入金又ハ月賦入金ヲ怠ル時」が起きた時には「頭取取締役等ハ其株ヲ競売ニ出シ売払ノ上其入用ヲ差引過金アレハ元金株主ヘ渡シ遣ス可シ」とし、さらに「若シ又此競売ニテモ其株ヲ買取ル人ナケシハ前以テ入金シタル高ハ銀行ニ没取シテ其株ヲ消ス可シ」

(第五節)と厳しい姿勢を示している。ただし、償却すればそれで済むわけではなく、「此消株ニ付元金高此條例通ヨリ減少スレハ頭取取締役等ハ三十日ノ間ニ其補ヲナシ定限ノ高ニ満タ」さなければならず(第六節)、「頭取取締役等ハ此事ヲ怠レハ紙幣頭ハ其銀行ニ鎖店ヲ申渡シ跡引請人ヲ命スヘシ」(第七節)と場合によっては閉店に追い込まれることが明らかにされている。

又、「競売ニテ買取りタル株高モ其買主ハ他ノ株主同様ノ権利アルヘシ」(第八節)と株式の譲渡によって株主の権利が損なわれないことも明記されている。

この部分について、『紙幣條例』(草案)はその第十五條で対応している。つまり、「此紙幣会社ノ株主等ハ右ノ月賦ヲ入金スル事ヲ怠ル事アラハ会社ノ取締役ヨリ右不正ノ株主カ所持セル株ヲ競売ニ出シテ苦シカラス」としている。

又「右ノ株ヲ売り其元金入用ヲ差引キ過金アラハ假令聊タリトモ其不正ノ元株主ヘ渡シ遣ハスヘシ」となっている。

さらに「此株ヲ競売ニ出シ其元高ニ布告并ニ売払入用ヲ加ヘタル高ニ買取ル人ナキ時ハ右ノ不正ノ株主ヨリ前以テ入金シタル高ヲ会社ニ没入シ其株ハ取扱人ノ差圖ニ從ヒ此没入ノ日ヨリ六ヶ月中ニ売払フヘシ其時ニ至リテモ矢張買人ナキ時ハ其株ヲ消シ会社元金ノ内ヨリ其丈ノ高ヲ減スヘシ」となっていて、「此株消ニ付元金ノ高減少シ條例ノ定メ高ヨリ少高トナル事アラハ株消ノ日ヨリ三十日ノ内ニ定メ高ノ通りニ増金ヲナスヘシ」となっている。そして「若シ此義ヲ怠ル時ハ此條例第五十條ノ趣意ニ從ヒ会社鎖店ノ義ヲ引受人ヘ申渡スヘシ」と第七節に対応している。

ただし、第八節に対して『紙幣條例』(草案)は対応していない。

(9) 第八條 銀行紙幣ノ製造方法及其品類紙幣通用ノ能力並破損交換等ノ事ヲ明ニス

銀行券の製造に関する指揮系統(第一節)、費用負担(第二節)、紙幣の種類(第三節)、銀行券面の記載事項(第四節)、および銀行券の通用範囲(第五節)、通用への拒否・妨害・不正に対する規定(第六節)、銀行券の敗裂、破損への対応(第七節)、敗裂・破損銀行券交換の際の手続き(第八節)、焼却した際の公

告（第九節）が規定されている。

『紙幣條例』（草案）においては、銀行券の製造に関する指揮系統、紙幣の種類銀行券面の記載事項については、第二十二條において同様の規定がある。しかし、銀行券の製造費用の負担についての規定はない。

銀行券の通用範囲については、第二十三條において同様の規定がある。

銀行券の敗裂、破損への対応に関しては第二十四條において同様の規定があるが、敗裂・破損銀行券の焼却した際の公告規定はない。

(10) 第九條 銀行ヨリ預ケタル公債証書改方並臨時証書ノ入換其他利足受取方ノ事ヲ明ニス

銀行の紙幣発行のために預け入れた公債証書に対する点検規定（第一節）、銀行都合による公債証書の交換についての規定（第二節）、銀行より紙幣返納の際の公債証書の返還規定（第三節）、市中における公債証書価格低落時の紙幣寮への公債証書預け入れ増額規定（第四節）、預け入れた公債証書の利息の受け取り規定（第五節）、公債証書の利息取り押さえ規定（第六節）からなる。

『紙幣條例』（草案）においては、預け入れた公債証書に対する検査規定は第二十五條に配置されている。

銀行都合による公債証書の交換についての規定、銀行より紙幣返納の際の公債証書の返還規定、市中における公債証書価格低落時の紙幣寮への公債証書預け入れ増額規定、預け入れた公債証書の利息の受け取り規定、公債証書の利息取り押さえ規定に関しては、第二十六條に同様の規定がある。

しかし、公債証書の返還規定に関しては国立銀行条例においては紙幣返納額が「五千圓以上」となっているが『紙幣條例』（草案）においては、「千圓以上」となっており、基準が高くなっている。

(11) 第十條 銀行營業ノ資本及地所物件売買ノ制限ヲ明ニス

国立銀行条例第十條においては、国立銀行の営業科目が規定（第一節）され、また禁止営業科目が規定されている。しかし、この禁止営業科目は条件付き許可される（第二節）ことも明文化されている。さらに、その条件が4つほどあげられ（第三節）、また、条件を満たさない場合の禁止規定（第四節）が明らかにされている。

『紙幣條例』（草案）の営業科目の規定については、新保博 [1964b] が、「『紙幣條例』の場合は、発券以外に銀行が如何なる金融業務を営むべきか明らかにされておらず、わずかに貸付に対する若干の規定がなされているにすぎなかった。National Banking Act の場合は、すでに多数の銀行が存在している

ことを前提として制定されたものであったから、改めて銀行業務一般についての規定を設ける必要はない。かくて National Banking Act の翻案である『紙幣條例』においても、この種の規定を欠くことになった」(24頁)としているが『紙幣條例』(草案)第八條において、「會社ノ商業ノ營ミ約定手形。爲替。爲替手形。其餘貸借證書ノ取引ヲナシ預リ金ヲ請取り爲替金正金地金の賣買ヲナシ請人引當ニテ金ヲ貸シ」と規定されているので、『紙幣條例』にもきちんと営業科目は記載されている。

禁止営業科目に関する規定とその許可条件、条件を満たさない場合の禁止規定に関しては、第二十八條において規定されている。

(12) 第十一條 銀行營業ノ制限貸付金預リ金準備金等ノ定規ヲ明ニス

国立銀行条例第十一條においては、貸付限度(第一節)が明らかにされている。また銀行が銀行紙幣を担保として借り入れすることを禁止(第二節)し、さらに銀行の株を担保に取ることによる貸付や株の買い入れや株主となることを禁止している(第三節)。

但し、返済が滞っている貸付に関しては株の取得を許可し、6ヶ月以内に売却を定めている(第四節)。

また、株主の義務として、事故による一時的な出金を求めている(第五節)。

銀行には預金総額の25%以上の積立金を用意することを求め(第六節)、支払い利息やプレミアムについては出来るだけ抑えるよう求めている(第七節)。

さらに、営業に伴い紙幣発行額が準備金の三分の二を超えることを禁止(第八節)し、基準を超えた紙幣発行が露見した場合には準備金の増額を命じ、その増額命令にこたえられないときには開業免状の取り上げを明記している(第九節)。

『紙幣條例』(草案)においては、第二十九條において貸付限度が明らかにされている。

銀行が銀行紙幣を担保として借り入れすることを禁止に関しては第三十七條において同様の内容が明記されている

株を担保に取ることによる貸付、株の買い入れや株主となることの禁止、但し返済が滞っている貸付に関しては株の取得を許可し、6ヶ月以内に売却することに関しては、第三十五條において明らかにされている。

株主の義務として、事故による一時的な出金を求めていることに関しては、第三十六條において同様の規定がある。

預金総額の25%以上の積立金を用意することを銀行に求めていることと紙幣発行額が準備金の三分の二を超えることを禁止に関しては、『紙幣條例』(草

案)においては、第三十九條には「現時引替カタキ程ノ紙幣ヲ渡シテコレヲ通用セシムル可ラス」との記載はあるものの、具体的な基準はなく、第三十一條において「發行紙幣并ニ預リ金ヲ合算シタル高ノ二割五分ハ準備金」として銀行の金庫に蓄えておくこととしている。

基準を超えた紙幣発行が露見した場合には準備金の増額を命じ、その増額命令にこたえられないときには開業免状の取り上げる規定も第三十一條にある。

支払い利息やプレミアムについては出来るだけ抑えるよう求めている記載はない。

(13) 第十二條 銀行ヨリ差出ス報告書計表ノ手續

国立銀行条例第十二條では銀行が提出する報告書、計表の手續きがあきらかにされている。第一節では「国立銀行ハ一ヶ年四度以上其銀行ノ事務計算等実地説明ナル報告書計表等を紙幣頭ニ差出ス可シ」とされ、「其書式ハ紙幣頭ノ指揮ニ從ヒ頭取取締役之ニ證印スヘシ」となっている。さらに、この「報告書計表ノ類ハ銀行ヨリ新聞紙又ハ其手ノ手續ヲ以テ世上ニ公告スヘシ」となっている。

ここで留意しなければならないのは決算→株主総会→新聞公告といった現在の順番ではなく、決算→紙幣頭に報告→新聞公告という順序立てになっている。株主総会での決算報告はない。

また「銀行ハ其株主等ノ姓名株高ノ内譯宿泊所等ヲ明細ニ記シタル表ヲ作り其社ノ用所ニ備へ置ク可シ」(第二節)と株主名簿の作成と保管が義務付けられ、「銀行ハ又其發行紙幣ノ高残紙幣ノ現高準備金ノ現高預リ金ノ高及ヒ其用意積立高別段積立ノ高貸付金ノ総高及為替立替假預リ等ノ差引マテ毎日ノ帳面差引ヲ明瞭ニシ簡明ナル一覽表ヲ作り其社ノ用所ニ備へ置クヘシ」(第三節)と各種帳簿も作成と保管が義務付けられている。

そして「此計表類ハ紙幣頭ノ命ニヨリ時々之ヲ紙幣寮ニ差出ス可シ」とされ、また「銀行ノ株主等ハ銀行ノ事務取扱中タラハ何時ニテモ銀行ニ来リテ之ヲ点検スルヲ得可シ」(第四節)と株主にも閲覧が可能であった。

さらに「紙幣頭ハ尚要用ト思フコトアレハ臨時報告ヲ銀行ニ命スルコトヲ得可シ」(第五節)と紙幣頭は必要に応じて報告を命令することができ、銀行がその報告を怠たり「紙幣頭ノ命スル日ヨリ十日ヲ超エテ差出サ、レハ十日以外ハ一日百圓宛ノ罰金ヲ命ス可シ」(第六節)との罰則規定も存在した。

この報告について、『紙幣條例』(草案)においては第三十四條に規定されている。第三十四條では「紙幣会社ハ一ヶ年中五度以上其会社商業ノ實際報告ヲ紙幣頭ニ差出スヘシ其報告ノ文例ハ紙幣頭ノ指圖ニ從ヒ会社ノ頭取或ハ支配人

之ニ誓詞ヲ加ヘテ保證シ又少ナクトモ三人以上ノ取締役之ニ連印スヘシ」とする。ここでは一年に5回以上の報告義務がある点で国立銀行条例と異なる。また公告に関しては「此報告ノ写ヲ其地ノ新聞紙又ハ他ノ手續ヲ以テ之ヲ刊行シテ公告スヘシ」となっている。国立銀行条例第十二條第三節に対応する記述はない。第五節の臨時の報告義務については「紙幣頭若シ此實際報告ヲ得猶十分ニ詳悉ナル實際ヲ知ル事ヲ緊要ナリトセハ尚別段報告ヲ出サシムルノ権アルヘシ」となっていて、罰則規定についても「若シ右ノ報告ヲ差出ス事ヲ怠ル会社アラハ五日ノ間ハ是ヲ猶予スヘシ五日ノ外ニ出ル時ハ一日ニ付百圓宛ノ罰金ヲ取立ヘキ罪科ナリトスヘシ」同様の規定が存在する。

この第十二條に関しては第3章にても触れている。

(14) 第十三條 銀行利益金分割ノ手續

国立銀行条例第十三條では銀行利益金分割ノ手續が明らかにされている。先ず第一節においては「国立銀行ノ頭取取締役等ハ毎年兩度宛銀行ノ総勘定ヲナシ其純益ヲ正算シ株高二應シテ公平ニ之ヲ分割ス可シ」と毎年2回、利益の確定させること、持株数に応じて利益を分配する事が義務付けられている。ただし、ここで留意しなければならないことはその行為の主体が頭取と取締役であるという点である。株主総会という用語は出てこない。

さらに「右分割ノ前ニ其利益ノ正算ヲ株主一同ヘ通知シ且新聞紙ニテ世上ニ公告スヘシ」(第二節)と確定した分配利益を株主に通知し、また新聞にて公告することを義務付けている。そして「其公告セシ日ヨリ十日内ニテ未タ株主ヘ分割ヲ為サル前ニ其計算ヲ明瞭ニシテ紙幣頭ヘ差出ス可シ」(第三節)と公告後かつ利益分配前の期間に、利益処分ノ計算書を紙幣頭へ提出しなければならないことになっている。

というのも、「右利益金ノ内少クトモ十分ノ一以上ノ高ヲ除キ置テ元金ノ二割ニ至ルマテ銀行ノ別段積金トシ臨時ノ費用ニ供スヘシ」(第四節)と元金の20%に達するまでは利益金の10%以上を積立てることが要求されているからである。これは「銀行ハ其業ヲ営ムノ間ハ利益金分割ノ事故又ハ自餘ノ状實ニ托シテ元金高ノ内ヲ引去ル」ことを禁じられている(第五節)。さらに、「滞り貸金又ハ商業ノ失錯其他ノ事故ニテ銀行ニ損失アリテ元金高減少スレハ銀行ハ利益金ノ分割ヲ止メテ其不足ヲ補フヘシ若シ其不足高一度ノ利益金ニテ補ヒ得サレハ何度ニテモ利益金ノ割合ヲ見合セテ其元高二復ス可シ」(第六節)と元金(資本)の維持を強く目指したものと考えられる。

また、「慥カナル引当物アルカ又ハ確實ナル引請人アル貸付金ノ外ハ六ヶ月ノ期月ヲ過テ元利トモ返済ニ至ラサレハ滞り貸付金ト見做ス可シ」(第七節)と

不良債権に対する基準も設けることにより、利益計算に際し厳格な審査基準の導入を図っている。

対して、『紙幣條例』（草案）においてはいかなる規定があったかという点、第三十三條と第三十八條によって定められている。

第三十三條においては「紙幣会社ノ取締役ハ毎年兩度ツ、会社ノ利益高ヲ正算シ公平ニ之ヲ分割スル事ヲ公告スヘシ」と国立銀行條例第十三條第一節と同様である。しかし第四節に対応する記述では「諸会社ハ右ノ分割ヲ公告スル前ニ其利益金ノ十分一ヲ除キ去リテ積金トシ元金ノ二割ニ至ル迄ハ之ヲ元金ノ増高ニ加フヘシ」と国立銀行條例では別段積金として社内に留保される利益が元金に増高されることになっている。

また、第三十八條においては「紙幣会社ハ其商業ヲ引続キテ經營スル間ハ其利益金分割ノ事故或ハ自餘ノ状實ニ托シ其元金ノ内ヲ引去ルヘカラス」と第五節に対応し、「会社ノ損毛高現時会社ノ庫中ニアル利益高ト同額ナル歟又ハ其以上ナル時ハ其利益金ノ分割ヲ見合スヘシ」と第六節と同様の内容となっている。また「会社ヨリ貸附金ノ元金并利息トモ相滞リテ六ヶ月ノ期限ニ及ビ尚返済方ニ至ラサル分ハ此條例ニテ都テ滞リ貸金ヲ名クヘシ」と第七節と同様の規定が盛り込まれている。

しかし、第三節に盛り込まれている紙幣頭への報告義務は存在しない。

この第十三條に関しては、第7章において検討している。

(15) 第十四條 銀行ハ追テ税金を納ムヘキコト

納税義務に関する条項である。国立銀行條例第十四條では、2項にわたって明らかにしている。

しかし、益金から税金を納めることが明らかにされてはいるものの、時期、税率、納税方法など具体的な規定はない。

この点に関して、『紙幣條例』（草案）は対照的である。『紙幣條例』（草案）第四十一條において、以下の通りの規定を設けている。

「各会社ハ毎年七月十二月ノ兩度ニ出納頭ニ左ノ税額ヲ収ムヘシ

明治 年 月 依頼半年毎ニ其会社ノ發行紙幣平均高ノ五厘百分一ノ半 千圓ニ付五圓

半年毎ニ預リ金平均高ノ二厘五毛 百分一ノ四分一 千圓ニ付二圓半

同半年毎ニ会社ノ元金中公債証書ニ引替サル分ノ平均高ノ二厘五毛

百分一ノ四分一 千圓ニ付二圓半

若会社ニ於テ右ノ税額ヲ収ムル事ヲ怠ル時ハ一般ノ税法ヲ以テ之ヲ取立ルヘシ或ハ又会社ヨリ預ケ置タル公債証書ニ附ヘキ利息中ヨリ右ノ税額ヲ出納頭ノ

手ニテ引去ル事ヲ得ヘシ」

つまり、益金から税金を納めるのではなく、紙幣の発行高および預金、公債証書に引替えていない元金に対し、それぞれ一定の税率がかけられるというものである。

当時、地租改正以前の明治政府にあっては、会社に対する課税規定はなく、あえて言えば通商会社、為替会社の利益処分規定において益金の三分の一を納税せよというものしかなく、それを踏襲し、税法の整備を待つという文言となったと考えられる。

(16) 第十五條 銀行ハ為替方トナリ大蔵省官員ト同ク職務ヲ取ルコトアルノ
手続ヲ明ニス

国立銀行条例第十五條は、大蔵卿の命令があれば、為替方を務めることを求められている（第一節）。

そして為替方となった銀行役員は大蔵省の官員と同様の職務をこなす者と理解すること（第二節）や、相当の公債証書他を預かる（第三節）ことにより、差し支えなく貨幣の支払い業務をこなすことの信用を表す（第四節）。

この国立銀行条例第十五條に対応した『紙幣條例』（草案）の条文は、第四十五條に配置されている。

(17) 第十六條 銀行ハ其紙幣引換ノ爲メ別店ヲ開キ又ハ他ノ銀行ニ引換方ヲ
依頼スルコトヲ得ルノ手続ヲ明ニス

国立銀行条例第十六條においては、指定都市に開設した国立銀行は紙幣引換、つまり正金（金貨）兌換専用の店舗を、東京、大阪にそれぞれ支店を一店舗開くこと（第一節）、引換専門支店においては他の国立銀行の銀行券をも正金兌換をすること（第二節）、引換専門支店の開設に当たっては設立の趣旨を公告すること（第三節）、兌換のための準備金は元高の十分の四、（発行紙幣額の三分の二）であること（第四節）、その都市とは東京、西京、大阪、横浜、神戸、長崎、新潟、函館（第五節）としている。

第五節において指定する府港を『紙幣條例』（草案）では、第三十一條において明らかにしているが、第一節、第二節、第三節に関しては第三十二條において記述されている。

この『紙幣條例』（草案）における第三十一條は、1864年国法銀行法の第31条における“reserve” cityの規定に沿った内容となっているのであるが、新保博〔1964b〕においては「『準備』市（“reserve” city - 白坂）制度とは似而非なるものである」（23頁）と指摘されている。第三十二條も同様に法貨兌換が正金兌換

に変わっており、そのため設けられる支店の意味合い、役割も異なる。

(18) 第十七條 銀行ノ事務實際検査ノ為メ紙幣寮ヨリ検査役派出ノ手續

銀行検査規定であるが、これは検査を受ける側の規定である。国立銀行條例第十七條によれば、「紙幣頭ハ大藏卿ノ許可ニ従ヒ各国立銀行營業ノ實際ヲ詳知スルタメ定例又ハ臨時ノ検査役ヲ派出ス可シ」(第一節)とされ、その検査役は「其検閲ノ実況ト考案ノ次第トヲ書面ニ認メ詳明ニ紙幣頭ニ報告」(第三節)義務がある。この検査役以外、銀行は「何レノ職務何レノ官爵アル者ト雖モ其爲メニ威服セラレ實務ノ儉査」を受ける必要がない(第四節)。

『紙幣條例』(草案)における検査規定は第五十四條に配置されているが、内容はほぼ同じである。

この第十七條に関しては、第4、5、6章で検討している。

(19) 第十八條 銀行ニテ紙幣引換ヲ拒ミシ時ノ処置特例監督役跡引受人等ノ取扱方等公債証書没入紙幣引換等ノ手續ヲ明ニス

この第十八條には15の節が用意されており、国立銀行が兌換を拒んだ時の処置に充てられている。

そこでは、国立銀行もしくは引換店において、国立銀行券の正金兌換が拒まれた場合には直ちに地方官庁に訴え、交渉をもとめることとされ(第一節)、但し、事故により正金兌換ができなかった場合には、理由を明らかにし頭取の押印のある書類を地方官庁に提出することとされる(第二節)。

地方官庁は正金兌換がなされなかった訴えや報告を受けた時には直ちに紙幣頭に報告することが求められ(第三節)、紙幣頭はその報告を受け次第、検査役を派遣し、事実の究明をはかり、銀行に非があれば営業差し止め、金銀の出納を禁止する(第四節)。営業を差し止められた銀行においては、資産の譲渡が禁止され、預金その他も預り禁止となる(第五節)。

以上、国立銀行條例第十八條の第一節から第五節までは、『紙幣條例』(草案)の第四十六條にほぼ対応している。

紙幣頭は大藏卿に稟議した後、特例の監督役を命じて当該銀行の現状を検査させ、詳細な報告をさせる(第六節)。監督役からの報告により、紙幣頭は銀行の罪状を判断し、当該銀行から預った公債証書を没収する旨を申し渡す(第七節)。大藏卿の指示のもと、当該銀行の紙幣を所持する者は大藏省にて正金兌換することを公告のうえ兌換するのである(第八節)。兌換された紙幣は手続きに則り、焼却し新聞に公告する(第九節)といものである。

以上、国立銀行條例第十八條の第六節から第九節までは、『紙幣條例』(草

案)の第四十七條にほぼ対応している。

さらに、紙幣頭は当該銀行より没収した公債証書を公売もしくは私売により売り渡す(第十節)という国立銀行条例第十八條の第十節は『紙幣條例』(草案)の第四十九條にほぼ対応している。

もし、大蔵卿が公債証書を焼却し公債を滅却しようとするなら、紙幣頭はその命令に従い、これを焼却し、新聞にて公告する(第十一節)。この国立銀行条例第十八條の第十一節は『紙幣條例』(草案)の第四十八條にほぼ対応している。

紙幣頭は当該銀行の跡引請人を命じ、諸帳簿、担保物件を差し押さえ、銀行の資産一切を調査したうえで資産を処分し、株数に応じて株主に割戻し、または株高を限度に損失をおう(第十二節)。当該銀行における負債に関して、紙幣頭は三カ月に渡り新聞にて公告し、債権者を確定し、適正な処置を行う(第十三節)。当該銀行がその罪を免れるべく陳述するのであれば、紙幣頭は監督役を出した日より30日以内であればこの処置を猶予し、さらに詳細な検討をしたうえで潔白であれば宥恕しなければならない(第十四節)。

これら国立銀行条例第十八條の第十二、十三、十四節は『紙幣條例』(草案)の第五十條にほぼ対応している。

第十五節は正金兌換が遅れたことにより、銀行券を持参した者の費用、検査費用、跡引請人の費用などは当該銀行に弁済させるというものであるが、これは『紙幣條例』(草案)の第五十一條にほぼ対応しているのである。

(20) 第十九條 銀行鎮店ノ手續及其紙幣引換方ノ事

国立銀行の解散規定である。8節構成となっており、先ず、「三分ノ二以上ノ株主ノ説ニ從テ平穩ニ之ヲ分散シ之ヲ鎮店スルコトヲ得ヘシ」(第一節)とされ、「取締役ノ決議」を経た後、「紙幣頭ニ報告」し、「新聞其他ノ手續ニテ世上ニ公告」することにより清算を促す(第二節)ことになっている。

さらに、当該国立銀行が発行し、市中に流通している紙幣を回収し(第四節)、最終的に償却処理し(第七節)、出納頭および紙幣頭はその過程を記録しておくことが求められている(第八節)。

『紙幣條例』(草案)においてこの解散規定に対応するのは第四十二條、第四十三條である。国立銀行条例における第十九條の第一節から第四節までが第四十二條、第五節から第八節までが第四十三條に対応している。

(21) 第二十條 別段ノ銀行モ此條例ニ從テ転業シ得ルノ手續

既存の銀行、為替会社の国立銀行へ組織変更する際の手続きである。第一節

において「特例ヲ以テ會ヲ結ビタル銀行又ハ為替会社ノ類ハ此條例ノ趣旨ニ遵テ国立銀行ノ例ニ加ハルヲ得可シ」となっている。ここで留意しなければならないことは、条文の中に為替会社と並んで「銀行」という用語が使われていることである。

つまり、国立銀行以前に「銀行」が存在し、その「銀行」が国立銀行に組織替えをすることを想定しているのである。これはいささか疑問である。国立銀行以前に「銀行」は存在したのかという問題となるからである。

この問題に関しては、二つの考え方が可能である。一つは当時政府に出ていた「銀行」設立申請を受けての対応であると考えられる。実際、三井家による三井組バンクの設立申請は1871（明治四）年に一時太政官の裁可を得ていた。すぐにその裁可は取り消されるのであるが、この状況を受けての「銀行」という用語の使用である。

もう一つ考えられるのは、1864年国法銀行法からの翻訳をそのまま使用してしまったことにより、「銀行」という用語が使われたというものである。

『紙幣條例』（草案）において、この組織変更手続きに関する規定は第四十四條に配置されている。前述の第一節に対応する部分は「特例ヲ得テ會ヲ結ビタル『バンク』或ハ為替会社ハ其社號ヲ其儘用ヒテ此條例ノ趣意ニ從ヒ紙幣会社ノ列ニ加ハル事ヲ許ス」となっており、「銀行」に対応する用語として「バンク」を用いている。

条文の内容は殆ど変わらないことを考えれば、国立銀行条例における「銀行」はその当時設立申請のあった「銀行」を指したものではなく、1864年国法銀行法から音だけ拾った「バンク」をそのまま「銀行」と訳したものと考えられる。

第二節、第三節も概ね同じ内容となっている。

(22) 第二十一條 此條例ニテ發行スヘキ紙幣ノ概算ヲ明ニス

国立銀行の銀行券発行枠に関する規定である。およそ1億円を限度としている。

『紙幣條例』（草案）においては、第二十二條において規定されていて、その限度額はやはり1億円とされている。

(23) 第二十二條 此條例ノ外他ニ金券又ハ紙幣ノ類ヲ發行スル銀行ヲ禁止スルコトヲ明ニス

この国立銀行条例第二十二條により、「何レノ人何レノ方法ヲ不論他ノシヨ處置ヲ以テ紙幣金券及ヒ通用手形類ヲ行フコトハ都テ之ヲ禁止ス可シ」と国立

銀行以外の紙幣発行を禁じ（第一節）、この規定により既に設立された機関における紙幣発行もその通用を禁じ、正金兌換措置をとることを求めている（第二節）。

また国立銀行に類似する業務も紙幣寮の指令に従うことを定めている（第三節）。

『紙幣條例』（草案）においては、第二十三條において「此條例ニテ許シタル紙幣ノ外ハ何レノ會社タリトモ預リ金券金札等ニテ正金同様ノ通用ヲナス手形類ヲ發行スヘカラス」としている。

(24) 第二十三條 銀行ノ訴訟ハ一般ノ處置ト異ナラサルコト

国立銀行の訴訟に関する規定である。条文によれば、国立銀行が関与する訴訟においては一般の訴訟法に従うこと、また地方官庁において裁判することを明らかにしている（第一節）。

また、所轄官庁の長である紙幣頭への許認可等の願書についても地方官庁経由で申請することが求められている。

『紙幣條例』（草案）において、この訴訟関係に関する規定は第五十六條に配置されており、内容はほぼ同じである。

(25) 第二十四條 銀行簿記計表報告書等書例ノコト

国立銀行の簿記会計に関する規定である。

国立銀行条例においては、「国立銀行ノ諸簿冊計表其他ノ諸計算書類ハ極メテ精確ニ記載シ且簡明ヲ要ス可シ尤モ諸約定書証書手形類其他ノ要書ハ堅ク之ヲ庫中ニ管守スヘシ」（第一節）ということと、「銀行創立及營業中ノ諸証書定款又ハ報告書計表ノ類ハ銀行成規ノ書例ニ従フ可シ」（第二節）と求めているだけで、簿記会計についての詳細な規定を明らかにしていない。

そして、この規定は『紙幣條例』（草案）には存在しない。そのため、国立銀行条例制定段階においては詳細な簿記会計規則は存在しなかったのである。

そのため、明確な因果関係を明らかにする資料は確認できていないが、国立銀行の開設に合わせるべく、急きょ西洋式の簿記法が導入されることとなったと考えられる。

1873（明治六）年6月、まず福沢諭吉訳による『帳合之法』略式二冊が刊行される。

同年8月、国立銀行として最初となる第一国立銀行が開業する。

次いで、同年10月には加藤斌訳による『商家必用』が刊行され、そして第一国立銀行の開業には間に合わなかったものの、同年12月にはアラン・シャンド

による『銀行簿記精法』が発刊される。

この『銀行簿記精法』の成立に関する経緯については次章において検討する。

(26) 第二十五條 銀行ノ役員奉務上ノ禁令

国立銀行役員ノ禁止行為規定である。4節構成となっており、「役員ハ私ニ銀行ノ有金ヲ費糜シ又ハ之ヲ掠メ取り又ハ私ノ費用ニ供フ可ラス」他、「承認ヲ得シテ紙幣ヲ發行シ預リ証書ヲ出シ為替手形約定手形諸約定諸貸附等ヲナスヘカラス」,「銀行ノ諸簿冊計表報告書其外ノ要書中ニ偽偽ヲ記載ス可カラス」,「株主又ハ官吏商会其他ノ者ヲ欺キ及銀行實際ノ検査役ヲ欺キ又欺カント謀ルヘカラス」(第一節)とし、また、銀行役員は当該銀行の発行する紙幣・手形に対して、「剥去リ又ハ切裂キ又ハ塗抹シ孔ヲ穿チ糊附ニスル等ノコトヲナス可カラス」(第二節)とする。

さらに役員自身ではなくとも役員に上記の禁止行為を誘導、補助した場合はいかなる人物でも罪科を問われ(第三節)、また役員ノ家族・親族が役員ノ自宅で商業を営んだり、銀行ノ名を使用することを禁じている(第四節)。

この役員ノ禁止行為に関する『紙幣條例』(草案)の規定は、第五十五條が第一節と第三節に対応し、第五十七條が第二節に対応している。第四節の内容に対応するものは『紙幣條例』(草案)には存在しない。

(27) 第二十六條 銀行頭取取締役處務上ノ禁令

第二十五條ノ禁止行為ノ対象ノなった役員を更に範囲を狭め、頭取、取締役に限定した禁止行為規定である。

第一節では、国立銀行条例遵守を求め、「若シ或ハ悖戻ノコトアレハ此條例ニ於テ其銀行へ與ヘタル條理特權ハ悉ク之ヲ取上クヘシ」となっている。

第二節においては、更に国立銀行条例への違反の責任が頭取、取締役にあり、株主に損失を被らせた場合、損失の責任を頭取、取締役が取らなければならないとする。

『紙幣條例』(草案)において、この頭取、取締役ノ禁止行為に関する規定は第五十三條に配置され、ほぼ同じ内容となっている。

(28) 第二十七條 紙幣贋造ノ禁令ヲ明ニス

国立銀行券ノ偽造禁止規定である。偽造すること、させること、補助すること、偽造と知りながら通用させることを禁じ(第一節)、文字、書画ノ変換ノ禁止(第二節)、彫刻ノ禁止(第三節)が謳われ、この規定を犯した場合には嚴科に

処すこととなっている（第四節）。

『紙幣条例』（草案）においては第五十八、五十九條にほぼ同じ内容が盛り込まれている。

(29) 第二十八條 条例更正ノコト

国立銀行条例の改正に関する規定である。国立銀行条例は政府の都合で何時でも改正、増補、廃止することができ（第一節）、その際、紙幣頭は速やかに公告しなければならない（第二項）としている。

『紙幣条例』（草案）においては第六十二條にほぼ同じ内容が盛り込まれている。

(30) 国立銀行条例と『紙幣条例』（草案）の対応関係

さて、上述のような比較検討を加えたところで、国立銀行条例と『紙幣条例』（草案）の対応関係をまとめると図表1-1のとおりとなる。

すると、まず明らかになることは、そもそも条項の数が大幅に異なるので当然のことではあるが、国立銀行条例の策定に当たっては、『紙幣条例』（草案）を単純に発展させたものではなく、再構成したものと考えるべきである。

そのうえで、国立銀行条例は『紙幣条例』（草案）の条文の内容を変えずに採用している部分があり、それは株式会社制度と基本的な金融システムに関するないようである。

逆に、『紙幣条例』（草案）の条文の内容に修正が加えられた箇所の存在については、金融システムの一部、つまり兌換に関する部分については修正が加えられた。

また、『紙幣条例』（草案）の冒頭の第一～四條といったところが国立銀行条例に反映されていないことが明らかとなる。

第一條は紙幣寮、第二條は紙幣寮の官印について、第三條は紙幣寮の場所、第四條は公債証書についての条文である。

この部分が国立銀行条例に反映されなかったのは如何なる理由によるのかというと、そもそも『紙幣条例』（草案）のベースとなった1864年国法銀行法の主たる目的が、「国債によって担保された通貨の発行と、それに関する規制・監督のために、財務省のなかに独立性の強い局（Bureau）を設置することであった」（高月昭年 [2001] 45頁）にもかかわらず、1864年国法銀行法を導入しようとした当時の明治政府は、その力点が独立性の高い局の設立よりも、初めて本格的な株式会社制度を備えた金融機関の設立に力点が置かれたと考えることができる。

図表1-1 国立銀行条例と『紙幣条例』（草案）との対応関係(2)

国立銀行条例 『紙幣条例』			国立銀行条例 『紙幣条例』			
第15条	第1節	第45条	第20条	第1節	第44条	
	第2節			第2節		
	第3節			第3節		
	第4節		第21条	第1節	第22条	
第16条	第1節	第32条	第22条	第1節	第23条	
	第2節			第2節		
	第3節			第3節		
	第4節	第16条	第23条	第1節	第56条	
	第5節	第31条		第2節		
第17条	第1節	第54条	第24条	第1節	ナシ	
	第2節			第2節		
	第3節		第25条	第1節	第55条	
	第4節			第2節	第57条	
第18条	第1節	第46条	第25条	第3節	第55条	
	第2節			第4節	ナシ	
	第3節			第26条	第1節	第53条
	第4節				第2節	
	第5節	第47条	第27条	第1節	第58, 59条	
	第6節			第2節		
	第7節			第3節		
	第8節			第4節		
	第9節	第49条	第28条	第1節	第62条	
	第10節			第2節		
	第11節	第48条				
	第12節	第50条				
	第13節					
	第14節					
	第15節	第51条				
第19条	第1節	第42条				
	第2節					
	第3節					
	第4節					
	第5節	第43条				
	第6節					
	第7節					
	第8節					

さらに、『紙幣条例』（草案）第四十一條のように、納税に関する規定も国立銀行条例においては採用されなかった。

これは当時の日本における税制そのものが整備されていないことによる。

逆に、国立銀行条例にはあるものの、『紙幣条例』（草案）には存在しない条項として国立銀行条例第二十四條がある。これは銀行簿記計表報告書等書例に関する条項である。これは逆に、すでに株式会社が存在している中でアメリカ1864年国法銀行法においては、わざわざ記載する必要性の低い事項であるが、これから本格的な株式会社制度を導入しようとする明治政府においては必要不可欠な条項であったと見るべきであろう。

4. おわりに

本格的な株式会社制度の導入を図るべく明治政府が導入したのは、アメリカの1864年国法銀行法に依拠したナショナル・バンク制度であった。

1864年国法銀行法に範をとったとはいえ、当然のことながら、出来上がった国立銀行条例は1864年国法銀行法を翻訳しただけのものではなかった。

そのため、1864年国法銀行法のどの部分そのまま国立銀行条例に採用され、どの部分がいかに修正を加えられて国立銀行条例に組み込まれていったのか、ということを明らかにするため、まずは先行業績の検討を手がかりとした。

次に、先行業績において検討されてこなかった検討課題を洗い出し、和文の『紙幣条例』なる資料について、明治四年の銀行論争の内容を踏まえて検討を加えた。

その結果、『紙幣条例』という資料は同じ名前ではあるものの、部分的に内容の異なる二つの資料があるのではないかと結論を得た。

さらに、国立銀行条例と現存する『紙幣条例』（草案）の包括的な比較検討を行った。『紙幣条例』（草案）は62条からなるものであったが国立銀行条例は28条、161節からなるものである。国立銀行条例は『紙幣条例』（草案）からまっすぐ延長したかたちで出来上がったというものではない。

比較検討の結果、『紙幣条例』（草案）の内容がそのまま採用された部分、内容における修正が加えられた箇所を洗い出し、さらに国立銀行条例に盛り込まれなかった『紙幣条例』（草案）の条項、『紙幣条例』（草案）には存在しないが国立銀行条例に新たに盛り込まれた条項を明らかにした。

すると、概ね株式会社制度にかかわる規定はそのまま国立銀行条例に導入されているが、金融システム、とりわけ兌換にかかわる部分には修正がくわえら

れ、さらに所轄官庁に関する規定は削除され、株式会社の会計に関しては新たに書き加えられている、というように判断できる状況が明らかとなった。

『紙幣条例』(草案)から国立銀行条例に発展する過程のなかで、これらの継続、修正、削除、付加といった変更が加えられた背景には、共通した理由の存在が考えられる。

つまり、アメリカにおいては既存の株式会社、もしくは金融機関が存在した状況下、南北戦争という内政が混乱している中で制度化された1864年国法銀行法と、やはり内政の大混乱をくぐり抜けたばかりではあるものの、初めて本格的な株式会社、もしくは金融機関を設立していこうとした日本政府の立場の違いである。

明治新政府が株式会社制度や金融制度の必要性を感じ、その範を英仏に求めるよりは、似た状況下にあるアメリカの制度の導入を図った。とはいえ、そのまま導入するには埋めなければならない大きな溝を埋めるべく、国立銀行条例は1864年国法銀行法から必要な距離を取るため、内容に手を入れ、出来上がったものと捉える事ができる。

-
- 1 この法律の正式名は、An act to provide a National Currency, secured by a Pledge of United States Stocks, and to provide for the Circulation and Redemption thereof, (H.E.Krooss [1983] pp.299) となっているが、1874年『『国法銀行法 (The National Bank Act)』という通称が与えられた』(高月昭年 [2001] 46頁) ことによる。
 - 2 前注における原名より、「全国通貨法」と呼称されることもある。
 - 3 法令の名称としての用語の使用ではなく、文書としての用語の使用であるための表記である。
 - 4 詳しくは、春叡公追頒会 [1940] 520-531頁を参照のこと。
 - 5 この問題を、当時大蔵官僚であり、イギリス型の中央銀行制度導入を主張した吉田清成が薩摩出身であり、アメリカ型のナショナル・バンク制度導入を主張した伊藤博文が長州出身であったことから派閥抗争であったとする見方もある。(高月昭年 [2001] 26頁)
 - 6 小山賢一 [1978] では、ナショナル・バンク・アクトは第6条で The name assumed by such association, which name shall be subject to the approval of the Comptroller. としていることをとらえて「単純な準則性法人法ではない」(220頁) とする。

文献一覧

- 国家学会 [1919] 『明治憲政経済史論』 宗高書房
- 小山賢一 [1978] 「日米の国立銀行条例」『大阪経大論集』 111・112号, 大阪経大学会,
- 佐藤義雄 [1979] 「明治初年の会社立法模索 - 5 - 日本最初の会社立法「国立銀行条例」」『産大法学』 第13(3)号, 京都産業大学法学会,
- 春畝公追頌会 [1940] 『伊藤博文傳』 上巻, 統正社
- 新保博 [1964a] 「国立銀行条例の成立」『国民経済雑誌』 第110(3)号, 神戸大学経済経営学会,
- [1964b] 「国立銀行条例の一考察」『国民経済雑誌』 第110(6)号, 神戸大学経済経営学会,
- 高垣寅次郎 [1955] 「紙幣條例」『成城大学経済研究』 第4号, 成城大学,
- [1970] 「ナショナル・カレンシー・アクトと国立銀行条例」『成城大学経済研究』 第31号, 成城大学,
- [1972] 『清明会叢書 8 明治初期日本金融制度史研究』 清明会
- 高月昭年 [2001] 『米国銀行法』 金融財政事情研究会
- 田中生夫 [1964] 「明治4年の銀行論争」渡辺佐平教授還暦記念論文集刊行会『金融論研究』 法政大学出版局
- 土屋喬雄 [1941] 「紙幣條例」及び「紙幣會社成規」解題(上)『龍門雑誌』 第628号,
- 日本史籍協會 [1932] 『大隈重信関係文書』 第一巻
- 藤村忠 [1971] 「明治5年(1872)のわが「国立銀行条例」とアメリカの1863年の「国法銀行法(National Bank Act of 1863)」との癒着関係をさぐる」『経済論集』 第18(3)号, 北海学園大学経済学会
- 三井銀行八十年史編纂委員会 [1957] 『三井銀行八十年史』 三井銀行
- 明治財政編纂會 [1972a] 『明治財政史』 第十二巻, 吉川弘文館
- [1972b] 『明治財政史』 第十三巻, 吉川弘文館
- A.B.Hepburn [1961] *A History of Currency in the United States*
- H.E.Krooss [1983] *Documentary History of Banking and Currency in the United States* volume II, Chelsea House Publishes